

銀行券論争の諸問題

岡橋, 保

<https://doi.org/10.15017/4362498>

出版情報 : 経済学研究. 26 (3), pp.1-70, 1960-09-25. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

銀行券論争の諸問題

岡 橋 保

一 ま え お き

これまで銀行券の本質、ことに兌換停止下の銀行券の本質をめぐっていろいろと論議されてきた。論点はしだいにひろがって、銀行券の流通諸法則から、さらに兌換停止下の銀行券流通における価格運動にまで発展して行った。いうまでもなく銀行券論争は、もともと、兌換停止下の銀行券流通における価格運動を解明せんとしておこったものである。兌換停止下の銀行券が伸縮性をもたないとすれば、そこにおこる物価の騰落は、価格標準の変化にもとづく名目的な騰落、すなわちインフレ・デフレいがないこととなる。ところが現実には銀行券の発行数量はつねに増減し、不断に伸縮をつづけている。兌換停止下の銀行券の流通量が増減してやまないとすれば、そこに生起する物価の騰落も、インフレ・デフレいがないに、商品あるいは金じたいの価値の変動や、需給のアンバランスからおこる実質的な騰落もあることが明らかとなる。

こんにちの物価騰貴については二つの答えがあたえられている。その第一はインフレ騰貴論であり、第二は独占価格論である。第一のインフレ騰貴論は価値論をもたない経済学、近代経済学をとる人たちの見解であり、一種の需給論である。第二の独占価格論は、労働価値論にたつ人たちの解答である。インフレ騰貴論は、その立つところの経済学に価

値論をもたないため、好況期における物価の実質的騰貴とインフレーションにおける名目的騰貴とを區別せず、すべての物価の騰貴をインフレーションとする議論である。その基礎原理は貨幣数量説であって、貨幣数量の増減から物価の騰落を説くが、不況期における物価の低落にもかかわらず通貨数量の相対的な増大の事実は、この主張の理論的な破綻を証明してあまりがある。

これにたいして第二の独占価格論は、独占資本主義の段階における労働価値論の修正を説き、独占資本による物価の吊り上げ、管理価格 (administered price) による物価騰貴を強調する。けれどもこの見解も重大な背理に立っている。すなわち、独占諸商品の価格をその価値以上に吊り上げることによって一般諸商品の価格の総平均を価値以上に維持しておくことができるということは、その反対に、一般的等価形態にある金商品もつねにその価値以下におさえておくことができるということであって、一般商品における独占資本の力を認めながら、産金業における独占資本の無力を肯定するというものである。独占あるいは寡占は決して競争を排除するわけではない。少数の巨大資本はつねに最大利潤をもとめてやまず、産金独占資本だけがいつまでも不当に低い利潤にあまんでいるわけではない。ここに現代の物価についての独占価格論の致命的な欠陥がある。

ところが、さきのインフレ騰貴論とはちがって、労働価値論にちながら、こんにちの物価の騰貴をインフレーションとして説かんとする川合教授のマイルド・インフレーション論があらわれた。¹⁾ この主張は一種の需要供給論であって、諸商品価格の騰貴の永続性、その硬直性をもってインフレーションとなすものにすぎない。けれどもこの見解は、こんにちの物価騰貴の硬直性、その永続性とインフレ物価の固定性とを混同したものであって、諸商品価格の騰貴は需給の不均衡からきた紙券通貨の相対的価値の低下の反映ではあっても、その減価 (depreciation) の反映ということは

できない。このような一般商品価格の騰貴をもっては、こんにちの物価の趨勢的な騰貴、騰貴の永続性は解明しえないばかりか、また価格標準の事後的な切り下げを論議すべきならぬの事象も見出しがたいので、こんにちの物価の緩慢な騰貴はマイルド・インフレーションとして名目的な騰貴とすることは、まったくあたらないといわなければならないであらう。

(1) 川合一郎「いわゆるAマイルド・インフレーションVについて」(大阪市立大学商学部・経営研究 第三六号 一九五八年七月号所収)、「現代資本主義の財政・金融政策」(『現代資本主義講座』第三卷所収)、および「A新しいインフレーションVについて」(『経済評論 一九六〇年七月号所収』四三頁以下参照)。

なお、川合教授の見解の紹介とその批判については、拙稿「現代インフレーション論批判」(『九大経済研究 第四号 一九五九年七月号所収』参照)。

こんにちの物価の硬直性、その趨勢的な上昇の解明に、管理価格による一般商品価格の価値以上への吊上げや、あるいはまたマイルド・インフレーションがなんの役にもたないとするならば、もはや、あとに残された道はただ一つ、金の価値の低下ということがいにはないといわねばならないであらう。金の価値の下落は諸商品の価格の騰貴として反映するばかりでなく、きわめて緩慢な騰貴をもたらし、それを固定化させる。こんにち金の価値の減少はまぎれもない事実である。銅生産の発展と精錬技術の進歩ともなう往年の銀の価値の低落とおなじように、ウラン鉍の開発にもなう金の増産は金の価値を低下させている。このことは、アメリカやその他諸国における産金量の減少にもかかわらず南アメリカ連邦の産金量の増大とその産金収益の増大のうちに看取されよう。もちろん金がい的一般商品生産における労働の生産性の上昇は、金価値の低減による一般商品価格の騰貴を相殺して、かならずしも諸商品価格の騰貴に反映するとはかぎらない。けれどもこのような相殺関係は個別的であり、よし資本の有機的構成の一般的平均的な高度化

によって、金の価値の低下の一般商品価格騰貴への反映を不可能にすることは否定しえないまでも、設備の稼働率の低下、固定資本の陳腐化および労働時間の短縮などは、労働の生産性の向上を商品価値の低下として反映させず、金価値の低下のみ諸商品価格の緩慢な一般的騰貴に反映されることとなる。かくて金の価値の低下のなかに、はじめて、こゝにちの物価の硬直性、その緩慢な一般的騰貴を解明する鍵がみいだされるであらう。

(2) 「資本主義諸国の産金業」(エコノミスト 昭和三四年五月五日号所収) 四六一五〇頁、および『第二九次世界金融経済年報』一九五八—一九九〇年』二二二頁第八一表参照。

なお産金業における収益源をニグロの低賃金やウラン採掘の有利、免税その他の補助金などにもとめる見解がある。(花原二郎「管理通貨と労働価値説(下)」思想 一九六〇年 第四号 一〇五頁以下参照)。しかしニグロの低賃金は産金業にかぎったことではない。また、金が価値の尺度であり、その再生産に要する社会的平均労働量が尺度となるかぎり、ウラニウム併産金鉱の有利や免税および補助金などは、全生産労働の生産性に無関係であるから、結局、社会的労働配分の過程をつうじて一般商品価値の上昇を生みだし、産金業はふたたび採算困難となり、より以上の免税、補助金などの優遇措置を必要とすることとなる。したがって、産金業におけるこゝにちの利潤はあくまでも労働の生産性の上昇、その価値の低下のなかにもとめられなければならないであらう。

ちなみに金の価格は金の価値とはなんら関係はない。「金生産に対する政府補助金の給付やニグロ労働者の低賃金やウラニウム生産への依存などのA支柱Vによって、金の価格は金の価値を下廻るものとなっている」(前掲論文 一一〇頁)わけではない。金の価格とは金の一定量につけられた貨幣名であって、補助金などによって金の重量名がかわらないとおなじように、金の貨幣名も影響をうけることは決してない。したがって金の価格はその価値とはまったく無関係であり、補助金や低賃金などによってとくに金生産に社会的労働を浪費することが、いつまでも、許されえない以上は、金の価格が固定されているかぎり、採算のとれなくなたた貧鉱は閉鎖され、より富鉱へと生産は集中され、金の価値低下があらわれてくるであらう。逆に金にたいする需要の増大は貧鉱の開発、生産性の向上をつうじて増産されるが、貧鉱の開発により生産量の増大は金価格の引上げによって解決されるべきものではない。むしろ金の相対価値の増大、物価の下落により、貧鉱の開発が可能となるのであって、因果の関係はまったく逆であるこ

とを見おとしはならない(前掲論文 一一〇—一一頁参照)。

貨幣は経済にとってヴェールだといわれている。経済の運動にたいして貨幣はなにひとつ積極的な影響をあたえることはできない。商品の価格運動は、労働の生産性の變化、生産構造の變化によっておこり、貨幣はただ需給の變化をつうじて生産構造の變化を媒介するだけであり、變化する価値關係に価格表現をあたえるにすぎない。商品の価格は商品じたいの価値か、貨幣商品金じたいの価値の變化によって騰落するだけで、貨幣の数量の増減によつては、決して騰落するものではない。もちろん商品の市場価格が一時その生産価格(価値)からはなれることはあつても、やがてその乖離は消滅して、市場価格と生産価格は一致するにいたる。また商品の価格は、価格標準の變更という純貨幣的要因によつても騰落する。けれどもこの商品価格の騰落は、商品の価値じたいの變化によるものではなく、むしろ価値じたいにはなんら變化はなくして、ただその貨幣表現、価格表現だけが騰落しただけにすぎないのである。兌換停止下の銀行券流通のもとにあつては、商品の価格變動があるかぎり、このような諸商品価格の名目的な騰落のほかに、貨幣商品やその他の一般商品の価値じたいの變化にもとづく物価の実質的な騰落がおこらなければならない。兌換停止下の銀行券流通における銀行券の数量の増減こそは、そのような商品の価格變動の貨幣的な反映であつて、ここでは銀行券は、ただに、紙幣流通の独自の法則の支配をうけるだけではなく、さらに貨幣流通の諸法則にしたがつて増減するといわなければならないであらう。

兌換停止下の銀行券が、増減をくりかえし、もしもその流通において貨幣流通の諸法則が支配しているばかりでなく、紙幣流通の独自の法則もまた支配しているのだとするならば、その本質は何であらうか。それは貨幣流通の諸法則の支配にしたがつて兌換下の銀行券と、その本質のうえになんらかのちがひがあるのだろうか。兌換の有無によつて銀行

券の本質にちがいが生ずるのかどうか。このように兌換停止下の銀行券流通における物価の問題は、銀行券の本質、さらには兌換の停止された銀行券の本質如何の問題を生みだす。こんにちの銀行券論争はこのような現代の物価問題の解明に寄与せんとしておこってきたものであって、経済学における現代物価論争の信用理論に反映したものが、すなわち銀行券論争にほかならない。

一七九七年にはじまるイングランド銀行の正貨支払制限下の物価の騰貴が地金論争をひきおこし、さらにイングランド銀行券の発行制限をめぐって通貨論争が展開されたことは、すでに周知の事実である。科学とはがんらい実践的な要求から生れたものであり、いろいろな知識や体験が総合され、体系化されたものにほかならない。したがって実践的な諸問題となんらのつながりもたない理論体系は存在せず、実際の問題の解決に寄与しえないような理論体系は、また、科学の名に値いしないのである。われわれの銀行券論争も、たんにその本質がどうのこうのというようなスコラ哲学的な問題に関心をよせたものではなく、むしろ兌換停止下の銀行券流通における価格運動、物価変動の理論的構造の解明と矛盾しないような銀行券本質論を樹立しようとする実践的な動機からおこったものであった。したがって兌換停止下の銀行券流通における物価の騰落がインフレ・デフレの純粹に貨幣的な名目的変動なのか、あるいは景気変動や金の価値の変化にもとづく実質的な騰落であるのか、このような物価の構造論をぬきにしては、もはや、銀行券論争もまったく無意味におわらざるをえないであろう。

いまや銀行券論争は、ようやく本質論の段階をこえて、その伸縮性の問題にうつり、若い人たちのあいだでは、兌換停止下の銀行券の蓄蔵の問題が論ぜられている³⁾。そうして不換紙幣の専一的流通のもとにおいても、景気変動にともなう物価の実質的な騰落の問題が、真剣にとりあげられようとしていることは、高く評価されなければならない点であ

る。こんにちの物価問題が、もはや、名目的な騰落だけで決することのできないものをふくんでいるという認識は、兌換停止下の銀行券流通と不換紙幣の専一的流通とのあいだになんらかちがったものの存在を感得させ、このことは、また兌換されない銀行券と不換紙幣との本質的な相違を反省させる重要な契機になろうとしている。こんにちのように兌換の停止された銀行券の流通しているもとにあって物価がつねに緩慢な趨勢的上昇をつづけているにもかかわらず、景気変動や金の価値の低下による実質的な騰落をくりかえしていることを解明しようとすることは、かくして、兌換されない銀行券の本質論のうえにも大きな転換をもたらすことであらう。

(3) 川合一郎「不換銀行券の伸縮について—管理通貨論序説」(経済学雑誌 第三六卷第四号 一九五七年四月号所収)、原薫「不換銀行券の流通」(経済研究 一九五九年四月号所収)、および真藤素一「資本と蓄蔵貨幣」(バンキング 第一三七号 昭和三四年八月号所収) 参照。

他方、麓教授や飯田教授にあっては、兌換停止下の銀行券の本質を不換紙幣とする見方を堅持して、流通法則については紙幣流通の独自の法則の専一的支配を主張される。けれども物価にかんする両者の見解はかならずしもおなじではない。麓教授は、兌換停止下の銀行券と不換紙幣との本質的同一性から、その流通下における紙幣流通の独自の法則の専一的な支配を強調され、そこに生起する物価運動がインフレーションの上昇的な運動がいけないという背理に到達された。⁽⁴⁾ 飯田教授も原理的には麓教授のこの見解から一步も出るものではない。けれども飯田教授にあっては、こんにちの日本銀行券流通は厳密な意味における不換紙幣の流通と同一視さるべきでないことが強調されており、あるいは紙幣流通と商品の価格運動とのそれぞれの独自性を説いて、紙幣流通における価格運動の多様性を理論づけようと試みられる。⁽⁵⁾

- (4) 麓健一「近代的不換紙幣論」(バンキング 第一二三号 昭和三年八月号所収)、「貨幣流通の諸法則」(中央大学・経済論 第七七号 昭和三年所収) および「価格変動の諸構造について」(バンキング 一二二号 昭和三年五月号所収) 参照。
 - (5) 飯田繁教授がこれまで発表された論文を発表順に掲げておこう。
 - 1 「兌換銀行券と不換銀行券―岡橋保教授の所説をめぐって」(経済評論 第五卷第一二号 昭和二年十二月号)。
 - 2 「ふたたび兌換銀行券と不換銀行券―宅義夫教授の批判にたいして」(金融経済 第四五号 昭和三年八月号)。
 - 3 「銀行券の流通根拠」と「流通量法則」岡橋反論の問題点―(大阪市立大学経済学部・経済学年報第十集 昭和三年三月)。
 - 4 「不換銀行券の入手形性」といわれるもの―不換銀行券にかんする岡橋反論の問題点」(バンキング 第一三四号 昭和三年五月号)。
 - 5 「不換銀行券の運動と不換紙幣の流通諸法則」―不換銀行券の運動にかんする岡橋反論の批判序説」(経済学雑誌 第四一卷 第二号 昭和三年八月号)。
 - 6 「不換銀行券の運動と不換紙幣の流通諸法則」(前掲雑誌 第四一卷第三号 昭和三年九月号)。
 - 7 「不換紙幣の流通諸法則とはなにか―不換銀行券の運動にかんする岡橋反論の批判序説」(前掲雑誌 第四一卷第四号 昭和三年十月号)。
 - 8 「銀行券の流通(量)法則」の体系における岡橋説の問題点総括―いちおうの結び」(前掲雑誌 第四一卷第六号 昭和三年十一月号)。
 - 9 「不換銀行券の運動と物価の変動―序論。貨幣の運動と物価の変動との関係をめぐる岡橋説の批判」(『社会経済学の展開』―福井孝治教授還暦記念論文集)。
 - 10 「不換紙幣・不換銀行券の運動と物価の変動―岡橋説の問題点」(大阪市立大学経済学部・経済年報 第一二集 昭和三年三月)。
- 飯田教授の私見批判は以上既発表の論文だけで一〇編五〇〇頁におよぶ膨大なものであるが、今後に予定された論稿「インフレーションと貨幣数量説」によって、前掲第九、第一〇の論稿とともに、「不換銀行券の運動と物価の変動―不換銀行等の運動にかんする岡橋説の問題点」の三部作をなし、さらに「不換銀行券の運動にかんする論争問題」でもって、教授の私見批判の全体系

が一応完了する予定となっている(第一〇論稿 九五頁参照)。

兌換停止下の銀行券流通における紙幣流通の独自の法則の専一的支配を主張する見解にとっては、こんにちの物価の下落は理解できない。私は、周知のように、兌換の停止によって、貸付けられた銀行手形すなわち信用貨幣であるという銀行券の本質はすこしもかわらないことを明らかにし、したがって兌換停止下の銀行券流通にも貨幣流通の諸法則の支配を強調して、そこに生起する物価の変動には、インフレ・デフレいかに価値の変化にともなう物価の騰貴や下落のあることを説いてきたのであった。しかるに麓教授も飯田教授も私見に反対されて、兌換の停止された銀行券をもって不換紙幣となし、不換紙幣の流通における紙幣流通の独自の法則の専一的支配を強調されたために、一方では、麓教授は兌換停止下の銀行券流通における物価の下落を否認されざるをえないこととなり、他方、飯田教授は紙幣流通の専一的支配の現実性を疑われざるをえないハメとなった。かくして現実における物価の下落を否認せずしてすんだ飯田教授は、そのかわり、インフレーションを否認されざるをえないこととなる。⁶⁾

(6) 飯田「不換紙幣の流通法則はなにか」(前掲雑誌 第四一卷第四号)六七頁注(36)、ことに六八頁、および五六―五七頁参照。昭和三一(一九五六)年の拙稿「日本銀行券論―その擬制資本規定を中心として」を契機として、それらしいこんにちまで、兌換停止の銀行券をめぐる論争が展開され、いろいろな問題が提起されてきた。いまや問題は、大体、出そろったばかりでなく、論議が錯綜し、論点がようやく混沌化しようとしている。このみだれた戦線を整理し、論争の焦点を明確にしておくことは、今後の論争の展開をより生産的なものとするうえに、きわめて大切であるから、この際、論争のあとをかえりみ、その問題点を確認しておくこととしよう。

二 銀行券の本質

一般に銀行券を、とくに貨幣と區別しようとする名目主義者の見解をおくとすれば、銀行券の本質観には、大体、二つの異なったものがある。第一の見解は、銀行券の本質を貸付けられた銀行手形とするものであり、第二は金 \parallel 貨幣で支払われる債務証書とする見解である。

銀行券の本質にかんする第一の見解と第二の見解との根本的な対立点は、兌換の可能な銀行券にかんするかぎり、それほど目立たない。そのため、これまで、第一の銀行券本質観を手形説とよばれ、第二の本質観を金債務証書説となす¹⁾けて、両者のちがいはただ「手形」という債務証書に限定するか、あるいはもっとひろく債務証書一般とみるかにあるだけのことのように考えられていたのであった。けれどもこれら本質観のあいだには、根本的なちがいがあるのであって、そのちがいが、兌換停止下の銀行券については、より一層顕著にあらわれたというにすぎないのである。兌換停止下の銀行券流通におけるいろいろな点についての見解の対立は、すでに、兌換下における銀行券の本質にかんする相違からきているのであって、したがって兌換の可能な銀行券の本質についての見解のちがいを、まず、充分に確認しておくことが必要である。

銀行券の本質にかんする第一の貸付手形説をもっとも端的に表明したものは、つぎの文章であろう。すなわち、「銀行券の本質分析においてなによりも大事なことは、それが貸付けられた手形であることの確認である」と²⁾。「銀行券は、それが手形であるという点では、銀行券発生の基礎となつていふところの商業手形とおなじであるが、しかしそれが銀行の貸付によって与えられた手形であるということ、すなわちたんなる手形ではなくして貸付けられた手形であるという点において、あきらかに、商業手形とは區別されなければならない。このように商品手形との同一性と差別性のなかにこそ、銀行券の本質を明らかにすべき鍵がかくされているのである」³⁾。

(1) 拙稿「不換銀行券」(金融経済 第三九号 一九五六年八月号所収) 一頁参照。

(2) 前掲論文 一頁参照。

これに対して第二の金債務証書説では、銀行券とは「発行者である銀行が持参人にたいしていつでも貨幣(金・銀)を支払うことを約束した自己あて手形、債務証書(債務請求権)、無記名式一覽払約束手形にほかならない」⁽⁸⁾。このように銀行券の金債務証書であることが強調され、ことに飯田教授にあっては銀行券に貸付の規定がまったくかけてさえもいるのである。この点、銀行券の本質にかんして、おなじく、金債務証書説をとられる三宅教授とはちがって、「銀行業者は無準備の自己にたいする債務、支払約束を負うことによつて貸付を行うという点にこそ銀行信用の銀行信用たる所以がある。」とされる三宅教授にたいし、飯田教授は、「貨幣にたいする債務請求権」のなかに銀行券の本質のもとむべきことを強調されて、貸付の規定の重要性についてはまったく理解しておられないのである。⁽⁹⁾

(3) 飯田繁『利子つき資本の理論—マルクス信用理論の研究』昭和二九年初版一九九頁参照。この見解は、昭和三年の改訂版(一九九頁)にあつても変更されてはいない。以下の引用においては、とくに文章に変更のなきかぎりは改訂版による。

(4) 三宅義夫「兌換銀行券と不換銀行券—岡橋・飯田両教授の所説によせて」(経済評論 一九五七年三月号所収) 一二五頁参照。

(5) 飯田繁「ふたたび兌換銀行券と不換銀行券—三宅義夫教授の批判にたいして」(金融経済 第四五号 一九五七年八月号)

四三頁参照。

この金債務証書説にあつても、三宅教授のごとく、銀行券の本質を貸付けられた金債務証書となし、そのたんなる金債務証書でないことを強調される論者もあるから、金債務証書説と第一の貸付手形説とのちがいは、わずかに債務の範囲の大小にすぎないようにみえ、これら両者の見解の対立はなんら本質的なものではなく、たんなる程度の差にすぎないようにも考えられる。けれども、銀行券の債務の内容を金で支払わべき債務だとして、あくまでも「金」債務にこ

だわるかぎりは、金によって完全に保証されている銀行の金債務証書のみが銀行券となり、飯田教授のように、銀行の貸出で発行されたのではないところの、したがって金の買上げに振出された銀行のたんなる金債務証書だけが「しんじつのみみでの」銀行券だということとなる。かくして、銀行券の本質にかんする第一の見解と第二の見解との根本的なちがいは、貸付規定の有無にあるのであるから、この両者の対立点を特徴づけるためには、第一の「貸付」手形説にたいして第二の見解は「貸付」金債務証書説ではなしに、たんなる金債務証書説とされたわけである。

(6) 「金買上や金預入によって発行される銀行券もまたおもにそのような商品流通の必要によって規制されて運動するのであり、その必要がなくなれば、貨幣としての金じたいがそうであるように、この銀行券もまた流通界をさるのであって、けっして国家紙幣のように流通界の内部に沈滞するものではない。なおこの銀行券は、けっして、「岡橋」教授がいわれるように信用貨幣でないのではなく、また擬制資本でもない。この銀行券が信用貨幣であるのは、金支払を約束した債務証書、所有者にとっての債務請求権であるからであり、また擬制資本であるのは、それじたいもともと価値(金)ではないのに、所有者にとって「資本」として機能しうるからである」(飯田繁「兌換銀行券と不換銀行券」 経済評論 一九五六年二月号 四〇頁参照)。

このように銀行券の金債務証書説にとって、もはや、貸付の規定が問題でないということになると、銀行券の擬制資本規定が不可能となり、銀行券と商業手形とのあいだには本質的なちがいがなく、銀行券流通とたんなる手形流通との歴史的な経済発展段階的な区別がみうしなわれて、単純商品流通と資本主義商品流通との識別も困難となる。かくして前期的高利貸付業から区別された近代銀行業の歴史的範疇としての自立化の解明が不可能となり、銀行券の生成、その自立化の時期を確定しがたいなど、金債務証書説にとって、今後、おおくの未解決の問題がひかえていることが、わすれられてはならないであろう。

銀行券の本質にかんする貸付手形説と金債務証書説との対立点は、さらに、兌換停止下の銀行券流通においては、ま

すまず明確なものとなるばかりか、それは決定的なちがいとしてあらわれる。すなわち、第一の貸付手形説にあっては、兌換が停止されたからといって、一般に商業手形の流通がなくなるわけでもなければ、銀行がそれを割引いてその割引代金として現金のかわりに銀行の手形で貸付けることもできるのであるから、貸付けられた銀行手形としての銀行券の本質については、兌換の停止によって、すこしもかわるところがない。けれども銀行券の本質を金が支払われる債務証券に限定するかぎりでは、兌換の停止された銀行券はもはや金で支払われなくなったのであるから、それは銀行の債務証券ではなく、したがって兌換停止下の銀行券の本質はもはや債務証券いがいの規定に求められなければならないこととなる。かくして金債務証券説は、兌換の停止とともに、銀行券の本質は金債務証券から強制通用力をもつ国家紙幣、すなわち価値章標に転化するとなし、兌換停止下における信用取引を否認せざるをえない結果となった。

さきに見たように、金債務証券説をとる人たちは、銀行券の本質を銀行の振出したたんなる手形として、銀行券 \parallel 銀行手形と商業手形との本質的区別を見うしなうことによって、銀行券の流通する資本主義的商品流通 \parallel 資本流通と商業手形だけしか流通しない単純商品流通との歴史的 \parallel 経済発展段階的ながいをも無視するようになったが、いまや兌換停止下の銀行券を国家紙幣と同一視することによって、資本流通における信用取引ばかりでなく、単純商品流通における信用取引をも否定せざるをえないようになる。というのは、金で支払われない債務証券を否定するかぎり、金貨の流通しなくなったところでは、預金貨幣もしんじつの意味における信用貨幣とはいえないし、さらに、金で支払われない商業手形も商業手形の名にあたいしないし、いまや商業手形の流通もまったくありえないこととなるからである。明治五（一八七二）年の国立銀行条例によって創設された發券銀行の発行にかかる銀行紙幣は兌換可能な銀行券であったが、明治九（一八七六）年の改正によって、銀行紙幣はもはや金ではなく、当時流通の国家紙幣に兌換されること

となった。もちろん銀行紙幣の発行基盤となっている公債証書の利子と海關税の支払には、国立銀行条例の改正以前とおなじように、金貨でなされなければならなかったという混合流通下であったとはいえ、銀行紙幣はもはや金貨には兌換されないものであるから、金債務証書説にしたがえば、国立銀行条例の改正とともに、国立銀行は銀行手形¹⁾銀行紙幣の貸出をしえないこととなり、それはもはや近代銀行たることをやめたこととなる。しかしたんなる一片の法律によって近代的發券銀行が発生したりあるいは消滅したりするものではなく、明治五年の国立銀行条例下の銀行紙幣は、その根柢に十分な手形流通をかけたがために發展するにいたらなかったが、その正貨兌換が国家紙幣兌換に改正され、そうこうしているうちに新政権の安定とともに手形の流通も次第に拡大し、銀行紙幣の流通もようやく發展することができ、明治十八（一八八五）年の日本銀行券として確立したにすぎないのである。このように「金債務」いがい銀行の債務のありうることを理解しないかぎり、金債務証書説にとっては、わが国の近代的銀行業は、明治九年の国立銀行条例の改正から十七年の兌換銀行券条例の制定にいたるまでのあいだその姿を消し、十八年の日本銀行兌換券の発行によって突如として近代的銀行業が顔を出したということとなる²⁾。兌換下の銀行券の本質にかんする金債務証書説と兌換停止下の銀行券の本質にかんする紙幣説とが、その誤りをともししているということは、紙幣説が金債務証書説の理論的帰結だからである。

(7) 發券銀行の債務に金債務いがないことを主張する見解についてはつぎのものを見られよ。

麓健一「近代的不換紙幣論」(バンキング 第一一三号) 一五頁、飯田繁「兌換銀行券と不換銀行券」(經濟評論 第五卷第一号) 四三頁、三宅義夫「兌換銀行券と不換銀行券」(經濟評論 第六卷第三号) 一二四頁、および真藤素一「兌換銀行券および不換銀行券について」(金融經濟 第四二号) 三六―四一頁など参照。

これに反して、貸付手形説にあっては、兌換の停止によって、貸付けられた銀行手形であるという銀行券の本質は、

すこしも修正をうけず、むしろ信用取引の發展の過程において、國家紙幣の流通におけるおなじような現象がどうしておこるかを、明らかにしようとしている。兌換停止下にあつても信用取引がおこなわれ、商業手形が流通するかぎり、商業手形が銀行によつて割引されるであらうし、その割引が金ではなく、銀行手形をもつて割引かれるであろう。金貨で支払われない商業手形が流通しているかぎり、銀行もまた金貨で支払わない手形を振出しえないはずがなく、また要求払預金の形における銀行債務を形成しうるであらうから、商業手形の割引によつて銀行手形の形か、あるいは銀行預金の形における銀行債務の貸付、信用の貸付がおこなわれよう。貸付手形説はこのような現実の事態を端的に表明したものにすぎないのである。貨幣經濟は現金段階から信用段階へと發展し、こんにちでは、流通手段としての貨幣の代替物である補助貨幣の流通すら信用貨幣の流通によつて規定され、貨幣の流通が信用貨幣の流通でもつてまったくおおわれてしまつてゐるのである。貨幣の流通がこのように信用貨幣の流通によつて規定されながらも、兌換停止下にあつては、國家紙幣の專一的流通におけるおなじように、價格標準の變更が時におこり、價值關係の變化にもとづく物価の實質的騰落ばかりでなく、インフレ・デフレの名目的騰落もおこるのである。貨幣手形説は兌換停止下の銀行券流通におけるこのような複雑な物価現象を解明せんとするものであつて、兌換の有無による銀行券の本質的變化を否定し、銀行券の本質的同一性とその運動法則による差別性を提唱したのであつた。

(8) 拙稿「通貨制度と通貨の構成」、『金融財政講座』第一卷「資金循環と金融財政」所収) 参照。

銀行券の本質にかんする貸付手形説にとつて銀行券の同一性と差別性の論理は、まことに重要であつて、この論理によつて、はじめ、信用貨幣の流通におけるインフレーションが解明されたのである。これまでインフレーションといへば國家紙幣の濫發による價格標準の事實的な切下げによる、きわめて、幼稚な抽象の規定に甘んじていたのであつ

たが、兌換が停止されたからといって、ただちにインフレーションが発生するというわけではなく、銀行券流通の膨脹にもかかわらず、そこに生起する物価の騰貴が実質的な騰貴であるばあいもあることが明らかとなり、銀行券の膨脹政策によって生ずる物価の騰貴にあつても、不況打開のための実質的な物価の吊上げもあれば、価格標準の事実的な切下げにもとづく名目的な騰貴もあるのである。このように兌換停止下の銀行券の発行、銀行の貸出をつうじて価格標準の変更もおこれば、その変更なくして物価の吊上げもなされうるといふのが、こんにち、われわれの眼のまえで日々くりかえされている現実の事態なのである。兌換停止下の銀行券の本質にかんする紙幣説こそは、この現実の事態に眼をおおい、これを單純商品流通段階における紙幣インフレーションとして捉えることしかしえないのである。

もちろん金債務証書説にあつても飯田教授のごときは、兌換下の銀行券について差別をみとめておられる。この差別性の理論は、銀行券と金との同一性を強調される教授の立場から当然に出てくるものであつて、金準備銀行券と金無準備銀行券との擬制資本としての本質的な差別をつぎのように説かれる。すなわち、「金属準備によって保証されていない銀行券部分（確実な諸有価証券によって保証されているが、これら有価証券じたいが、じつはたんなる^{（9）}請求権^{（9）}または^{（9）}名義^{（9）}にすぎない）は、貨幣としての性格においても、金属準備によって保証されている銀行券とちがひ、厳密にいえば、じつは信用貨幣ではなく（もちろん、じつさいには、発行される銀行券全部が金属準備によって保証されていないばあいでも、個々の銀行券の金兌換が可能であるかぎり、銀行券はすべて信用貨幣であるとみなされている）、たんなる価値表章（Wertzeichen）とおなじ——國家によって強制通用力があたえられるかぎり——であるだろう」^{（9）}と。

これによれば、とくに「厳密」でなければならぬ理論においては、飯田教授は、金で十分に保証されている銀行券部分のみをいわゆる「銀行券」となし、その保証のない銀行券部分を「価値表章」だとされ、「げんみつな分析が問題となるばあい」でないときには、この「金属無準備銀行券は信用貨幣と価値表章との対立物の統一である」といわれる。しかしここでは、つねに、「げんみつな分析が問題」となっているのであるから、飯田教授は、理論的には、金属準備銀行券のみを「げんみつにいつての銀行券」とされ、金属無準備銀行券は価値表章だとされて、兌換下の銀行券のなかに、本質的にことなる二つのものを区別しておられる。そうして飯田教授のこのような厳密な意味における銀行券は、兌換の停止によって、まったくその本質をかえて、たんなる価値表章となるのであるが、しかし教授は兌換停止下の銀行券についても、さらに「完全ないみでの不換銀行券」あるいは「不換紙幣化された不換銀行券」と、「げんみつないみでの不換銀行券」でない不換銀行券、あるいは「制限された兌換銀行券」とに区別される¹¹⁾。しかしこのような差別性の論理が飯田教授の銀行券の理論体系のなかで、どのように生かされるかは、今後の問題点であろう。

(10) 飯田繁「ふたたび△兌換銀行券と不換銀行券▽」(金融経済 第四五号) 四二―四頁参照。

(11) 飯田繁「兌換銀行券と不換銀行券」(経済評論 一九五六年二月号) 四四頁参照。

さらに兌換停止下の銀行券を国家紙幣と同一視するとしても、なおその流通根拠について問題がある。論者は法定支払手段あるいは強制通用力をもって簡単にわりきっておられるが、この見解はきわめて危険であって、クナップの亜流に墮するおそれなしとしない。この点についての解答はなお後に残された問題である¹²⁾。

(12) 拙稿「不換銀行券再論」(バンキング 一一一号)、「銀行券の還流と国家紙幣の回流」(バンキング 一二五号)、岩熊三郎「銀行券と法貨規定について」(金融経済 第四八号)、齋健一「近代的不換紙幣論」(バンキング 第一一三号)、真藤素一「不換銀行券とインフレーション」(金融経済 第四九号) など参照。

三 銀行券の伸縮と貨幣流通の諸法則

流通界は一定量の貨幣しか吸収しえない。余分な貨幣は流通の外にさり、不足となれば補充されなければならない。流通界のこの干満におうじて、余分な貨幣をプールし、不足となれば貨幣を供給するのが蓄蔵貨幣の機能である。貨幣は金、流通界に戻ったり、あるいはふたたび流通界を離れることのできるものは、その価値の尺度としての機能にもとづく。貨幣はそれじたいの価値をもち、価値の尺度として機能することができるところ、蓄蔵貨幣となることもできるのである。だから貨幣の蓄蔵機能は、それが価値の尺度であることと関係があり、より根本的には、それが一般的等価であることによる。このことはきわめて肝要であって、ここに、とくに、銘記されなければならない。

貨幣がこのように流通界に出入するのは、それが商品の価格を実現するために流通手段としてか、あるいは商品流通の過程を終極的に完了させるために支払手段としてか、のいずれかとして、流通界にあらわれ、その必要がなくなるとともに流通界を離れるわけである。したがって貨幣の流通量は商品の価格総額の増加あるいは減少とともに膨脹し収縮するのである。貨幣流通が商品流通によって制約され、その内在的な諸法則にしたがって増減し、伸縮しなければならぬということ、代用貨幣についてもかわりがない。しかし代用貨幣とは、国家紙幣のように流通手段としての貨幣の代替物であるか、あるいは銀行券や預金貨幣のように支払手段としての貨幣の代替物であるか、のどちらかであるから、価値の尺度としての機能をもたない。それら代用貨幣は、ただ流通過程における特定の貨幣にかわって機能するにすぎず、流通のそとにでてしまえばたんなる一片の紙切れとなってしまうなければならないものである。したがって代用貨幣は、ほんらいの貨幣のように、流通界から出て蓄蔵貨幣となったり、またふたたび流通界に戻って貨幣として機

能することはできないが、しかし商品流通が拡大縮小をくりかえしてやまないかぎり、代用貨幣も、また、なんらかの意味でそれに適応して増減しなければならぬ。金紙の混合流通にあっては代用貨幣の流通の商品流通への適応の問題は、当面、おこらないが、兌換が停止されたり、あるいは国家紙幣の専一的流通にあっては、商品流通と代用貨幣流通との適応の問題が重要となってくる。代用貨幣の伸縮性の問題、それを支配する流通諸法則の問題がこれである。

まず、代用貨幣の流通諸法則の問題にはいるまえに、貨幣流通の法則が単数か複数かの問題について述べておこう。貨幣流通の諸法則とは、流通に必要な貨幣の数量を規定する諸法則をいう。流通に必要な貨幣の数量は、いろいろな原因によって変動する、この数量変動の法則は、それぞれがった内容の変動を規定する法則であるから、一つではなくていくつかの法則である。しかし、それらはいずれも貨幣の流通必要量の増減を規定する変動一般の法則であるとともに、さらに、資本制商品流通によっても変更されることがないばかりか、すべての代用貨幣、ことに銀行券の流通においても支配しているところの「一般に妥当する」法則でもある。しかし商品流通に内在する諸事情によって必要貨幣量がきまるので、貨幣流通の諸法則だとする私見の複教説にたいして、麓教授はその単一説を強調され、飯田教授も麓教授に追隨される。⁽³⁾

- (1) 麓健一「銀行券の紙幣化にかんする一考察」(金融経済 第四三三号 一九五七年四月号所収)二二頁注(4)、「近代的な換紙幣論」(バンキング 第一二三号 昭和三年八月号所収)二一三頁、および「貨幣流通の諸法則」(経済論纂 第七七号 昭和三年所収)参照。なお麓教授の単一説にたいする批判については、拙稿「不換銀行券と紙幣流通の法則」(バンキング 第一〇九号 昭和三年四月号所収)、「紙幣流通にのみ固有な特殊法則について」(バンキング 第一三五号 昭和三年六月号所収)および「貨幣流通の諸法則と銀行券流通の諸法則」(経済学研究 第二四卷第四号 昭和三四年三月号所収)参照。

- (2) 飯田繁「不換銀行券の運動と不換紙幣の流通諸法則」(および(一)) (経済学雑誌 第四一巻第二号および第三号 昭和三四年八

月および九月号所収) 参照。

貨幣の流通とは商品流通によって貨幣に直接あたえられる運動形態である。商品流通とは商品の形態転換であり、商品流通にとって必要な流通手段の数量は、すでに、諸商品の価格総額によって規定されている。貨幣の流通量とは諸商品の価格総額における観念的金量の實在的な表示である。諸商品の価値がかわらないばあいには、それらの価格は貨幣じたいの価値の騰落に反比例して騰落する。このばあいの流通貨幣量の変化は、価値の尺度としての貨幣の機能から生じたものである。また貨幣じたいの価値が一定とすれば、貨幣の流通量は、実現さるべき諸商品の価格総額によって規定され、諸商品の価格総額は、諸商品の価格がさまっているばあいには、流通にある商品の数量によって定まり、その数量を所与とすれば、諸商品の価値の変動か市場価格のたんなる動揺によって増減する。市場価格のたんなる騰落とは、商品の価格の価値からの背離するばあいであって、このばあいの流通貨幣量の変化は、流通手段としての貨幣が、それじたいのすくない金量でもってより以上の価値の商品の価格を実現したり、あるいはみずからの多い金量をもってより以下の価値の商品の価格を実現して、流通手段としての貨幣の機能から生じたものである。さらに、商品の形態転換が並立的・同時的かあるいは継起的かにしたがって、貨幣の流通速度がさまる。一定時点における一国の流通過程では、一方、おなじ貨幣片が一回だけ流通する、多くの分裂した購買または販売が同時に並行して行われているとともに、他方、おなじ貨幣片が幾回も流通する、多くの販売と購買がからみあって継起的にも行われている。けれども、例えば、一つの五百円金貨が五回、第二の五百円金貨が七回、第三のそれが八回と、合計二〇回で一万円の取引がなされるのであるから、五百円金貨の流通回数はそのそれぞれの流通の総回数である。しかも流通過程に必要な貨幣の数量は、同時にかつ相並行して売買される諸商品の価格総額によってさまり、流通界はそれだけの貨幣量しか吸収されえないのである。

から、一つの貨幣片は他の貨幣片にたいして共同責任をもたされ、一方がその流通速度をはやめるならば、他方は緩くなるか、あるいは流通からとび出してしまわなければならないのである。だから、貨幣流通の平均速度が速くなるか緩くなるかにおいて、流通に必要な貨幣の数量は減少するか増加する。³⁾

(c) Kapital I, SS. 120—5.

さらに支払手段としての貨幣がでてくると、事態はより複雑とはなるが、原理的にはすこしもかわりがない。満期となった諸債務は、その信用取引された諸商品の価格総額を代表し、これが実現に必要な貨幣の数量は、支払手段の流通速度と、債権債務の相殺度とによってきまる。債権と債務の連鎖、すなわち支払の連鎖と、支払期限と支払期限とのあいだの長さによって支払手段の流通速度がきまり、諸支払の集中度、その相殺度によって支払手段の必要数量がかわる。⁴⁾

(4) Kapital I, SS. 142—3.

このように貨幣流通には商品流通に内在する諸法則が支配し、流通手段や支払手段として必要な貨幣は増加あるいは減少をくりかえすにすぎないが、その膨脹と収縮は商品流通に内在するいろいろな要因によって規定されていることが明らかとなる。貨幣流通の諸法則とは、この商品価格総額、これを實現するための貨幣数量を決定する法則であって、その決定要因にはいろいろあって決して単一でない。したがって貨幣流通の諸法則は、この内容的に区別さるべき商品の価格総額を實現するに必要な貨幣量を決定するものであるからこそ、それは諸法則と複數でよばれ、単一の法則でないわけである。それらは、内容的におなじものを、ただその表現だけをちがえているような、表現上の複數を意味するものでは、決してない。貨幣が貨幣流通の諸法則の支配にしたがうというのは、商品流通の諸法則によって確定された

商品の価格総額（満期となった債務額をふくむ）を実現するために、貨幣が流通手段や支払手段として流通界にあらわれることであり、商品の価格総額の増減、したがって貨幣の流通必要量の膨脹、収縮に規定されて、流通界にはいったりあるいはそこから離れることを意味する。

商品流通の内在的な諸法則に規定されるのは、たんに貨幣＝金ばかりではない。その代替物である銀行券や預金貨幣などの信用貨幣はもちろんのこと、さらに、国家紙幣もまた、それらの制約をまぬがれない。というのは、信用貨幣も国家紙幣も商品流通の内在的な諸法則にしたがって決定された商品の価格総額を実現するのに必要な貨幣の代替物であるからである。貨幣はその価値の尺度機能のゆえに、必要な数量だけ流通界にはいつて商品の価格総額を実現し、不要になれば流通界から離れることができるけれども、代用貨幣は尺度機能をもたないから、かならずしも貨幣とおなじようには伸縮することができない。それにもかかわらずそれら代用貨幣は、商品流通に内在的な諸法則の規定する商品の価格総額を実現しなければならぬ。すなわち代用貨幣は、そのようにして決定された流通必要量の範囲において貨幣を代替するのであるから、代用貨幣もおなじく貨幣流通の諸法則の支配にしたがうことはいうまでもない。もちろん代用貨幣には尺度機能がないため、貨幣とおなじような伸縮機能はないけれども、それは貸付によって流通界にあらわれ、回収によって収縮する。代用貨幣は諸商品の価格総額を実現するために必要な貨幣のかわりに、流通手段としてか、あるいは支払手段として流通界にあらわれ、その機能をはたしたならば返済されて、流通界から離れていくので、このような代用貨幣の運動において反映するのは、貨幣流通そのものの諸法則にほかならない。代用貨幣、ことに紙幣に特有な運動は、⁽⁵⁾ここには、なにひとつあらわれてこない。

貨幣流通の諸法則とは、流通に必要な貨幣の數量を規定する諸法則であつて、この流通必要量に貨幣が現実によつて、この流通必要量にマッチするかは、貨幣流通の諸法則じたいの直接關心するところではない。貨幣 \parallel 金は、その尺度機能によつて、この流通必要量にマッチするよう増減し、伸縮するのであるが、その増加がなんらかの事情によつてさまざまげられるようなことがおこれば、流通速度の加速、代用貨幣の生成、あるいは相對的価値の増大がおこり、最後の相對的価値の増加、物価の下落は、さらに、商品価値の低下によつて、貨幣 \parallel 金は現実 \parallel に等価となつて、その流通量は必要量に一致するようになる。金融の逼迫する好況期にあつては、諸商品価格総額を実現すべき増大する必要貨幣量は、もっぱら、流通速度の加速と信用貨幣の創造によつてまかなわれる。景氣によく過熱のきざしがあらわれ、中央銀行は金融を引締めてその抑制に乗り出して、なお企業の投資意欲の旺盛なばあいには、市中銀行の貸出は膨脹してやまず、その旺盛な資金需要は銀行間取引の増大によつて貨幣の流通速度の増大、信用創造の膨脹によつてまかなわれる。前者の銀行間取引の増大は、コール・レートの高騰にあらわれ、それらコール・マネーを基礎に創造される膨大な信用貨幣は市中銀行の当座預金月中払戻高の激増に反映される。やがて景氣が反転して恐慌期ともなれば物価は暴落し、諸商品の価格総額は減少するけれども、信用の梗塞のため、流通手段や支払手段としての貨幣にたいする需要が急にたかまつて、金融は極度に逼迫し、流通速度はいちじるしく増大はしても、なお現実の貨幣はその流通必要量をまかなうにはたらず、諸商品の市場価格はその価値以下に激落し、貨幣の相對価値が急騰してその必要量がみだされる。不況の進行にともない、企業の閉鎖、人員の整理、生産の縮小、諸商品価値の低減から、その価格総額もいちじるしく圧縮されてくると、金融も緩慢となり、貨幣の相對的価値も下がり、それは現実 \parallel に等価として充分に必要量をまかなえるようになる。やがて不況の打開のため、中央銀行は金利を引下げ、貸出をゆるめて、積極的に、投資意欲の高揚につとめ、國家は公共事

業の拡大やその他のスペンディング政策を進めて、商品需要の拡大と貨幣の相対的価値の引下げとをつうじて、諸商品価格総額の拡大、貨幣の必要量の積極的ならびに消極的な膨脹がはかられる。技術の革新を契機として、すでに、安定しようとしていた景気は、これら金融政策や財政政策がさそいの水となって、安定からさらに上昇にむかい、蓄蔵されていた貨幣も流通界にあらわれて、膨脹していく必要量をまかない、商品の市場価格の価値以上への騰貴の反映として、貨幣の相対的価値の低下による流通量の不足は、さらに流通速度の増伸と信用のより一層の創造とによってまかわれることとなる。

このように商品流通に内在する諸法則によってきまった貨幣の流通必要量をまかなうために、貨幣＝金は増減するのである。ただ、貨幣の数量、その流通速度、信用貨幣の増減によって流通量が必要量をまかなうことのできないばあいのみ、商品の市場価格の価値からの乖離、その反映としての貨幣の相対的価値の騰落によって、諸商品の市場価格の総額の反比例的な増減をつうじて、貨幣の必要量と流通量との一致が実現される。このことは、すべての代用貨幣についても、また、かわらない。貨幣流通の諸法則は一般に妥当する。貸付けられた銀行信用であるいろいろな信用貨幣は、商品流通に内在する諸法則にしたがってきまった商品の価格総額を実現するために、必要な、流通手段や支払手段としての貨幣にかわって、銀行の貸出をつうじて、流通界にあらわれる。商品の価格総額を実現して銀行に戻ってきた信用貨幣は、銀行じしんにとつての債務であるから、この返済・回収によってそれは一片の反古となり、流通界を離れなければならない。信用貨幣は尺度機能をもたず、したがって蓄蔵貨幣とはなりえないけれども、それが銀行の債務であるから、貸出銀行にもどれば一片の反古となってしまうので、銀行信用の流通形態であるところの信用貨幣は、よく伸縮し、増減することができるわけである。したがって、信用貨幣もまた、貨幣＝金とおなじように貨幣流通の諸法則

にしたがい、貨幣の必要量にマッチして増減しうるが、またその自由な伸縮が国家の政策に左右されて、金融の逼迫、緩慢が生ずるばあいには貨幣の相対的価値の騰落、諸商品の市場価格の価値からの乖離によって価格総額が増減し、ここに貨幣の必要量と銀行券の流通量との一致が実現する。

信用貨幣は、もちろん、銀行の貸出・回収をつうじて伸縮するとはいっても、中央銀行の国家への貸出が、その時々資本市場にとって採算にのらない不生産的なものであるばかりか、さらに長期かつ巨額であるばあいには、収縮性をかく。例えば、昇進する不況打開のために、中央銀行引受赤字国債のうえに創造された信用貨幣をもって、滞貨融資や公共事業につかつたばあいには、もともと市場価格の価値以下への暴落によって流通必要貨幣量が収縮すべきはずであるが、物価の暴落はさきえられて貨幣の相対的価値の急騰がチェックされる。しかし、輸入の増大、信用貨幣の世界貨幣への転換の道をつうじて、収縮し、やがて国内諸商品の市場価格の暴落、価格総額の減少、信用貨幣の流通量の必要量への順応、収縮が生じる。けれども信用貨幣の世界貨幣への転換の道がとざされているばあいには、輸入も自由でなく、したがって外国商品からの圧迫も生じないから、かかる創造信用貨幣は、それがなかったならば、もともと、実現されなかったであろうところの、したがって諸商品の価格総額の実現に必要な流通手段や支払手段としての貨幣にかわってあらわれたのではなく、流通界にとっては、まったく余分な、外から暴力的に割りこんできたものとしてあらわれる。かくしてこのようばあいには、貨幣 \parallel 金の相対的価値は、さらに、上昇して物価は統落するにもかかわらず、価格標準が切下げられたので、物価の落勢はそこで停頓する。いまや商品の価格の価値からの乖離が進行しているにもかかわらず、価格標準の切下げによって、実質的な下落と名目的な騰貴とが、たがいうち消しあい、市場価格の下落は緩慢となるか停滯する。

おなじく代用貨幣である国家紙幣についてはどうであらうか。国家紙幣は流通手段としての貨幣の代替物であるから、支払手段としての貨幣の代替物である信用貨幣とは本質的にことなる。したがってひとたび流通界にあらわれた国家紙幣はその発行者たる国家の手に戻っても、当然に、流通界をはなれて、収縮するものではない。それには、貨幣の金のような尺度機能もなければ、信用貨幣のように手形 \parallel 債務証券でもないから、国家紙幣が流通界にはいるには流通手段として機能している貨幣（または信用貨幣）を排除し、それからはなれるときには、貨幣（または信用貨幣）がそれにかわってふたたび入りこまなければならぬ。このような代替および逆代替の機構をつうじて、はじめて、国家紙幣は流通界にあらわれ、そこをはなれることができるだけであるから、財政支出としての国家紙幣の濫発がインフレーションをひきおこすといわれているのも、それじたいに収縮機能がかけているからである。

けれども、こんにち、国家紙幣は、直接、国家の経費を支弁するために発行されるようなことはなく、むしろ信用貨幣とおなじように、中央銀行の貸出をつうじて流通界にあらわれ、回収によって流通界からはなれうるような機構ができてゐる。いまや国家紙幣は、商品流通に内在的な諸法則にしたがってきまる諸商品の価格総額を實現するに必要な貨幣にかわってあらわれ、それに順応して伸縮する。国家紙幣のこの伸縮は、機構的なものであって、尺度機能や手形性からきたものではなく、むしろ伸縮する信用貨幣に代替し、逆代替されるにすぎないのである。いまもし国家紙幣がこのような代替をつうじないで流通界にあらわれたり、あるいは逆代替による収縮の道がふさがれると、それは商品流通に内在的な諸法則によってきまる貨幣の必要量に順応して増減しなくなる。かくして生ずる国家紙幣の絶対的あるいは相対的な過剰は、価格標準の事実的な切下げをもたらし、諸商品価格の名目的な騰貴によってそれら過剰な国家紙幣は流通界に吸収され、必要量に適應するようになる。このような国家紙幣の運動には、もはや、貨幣流通の諸法則の反映

がみとめられず、それらは逆立ちして紙幣流通の独自の法則があらわれる。

このように貨幣流通の諸法則とは、商品流通に内在的な諸法則によってきまる諸商品の価格総額を実現するに必要な貨幣の数量の変動を規定するものであって、貨幣 \parallel 金や信用貨幣や国家紙幣は、それらの本質におうじて、かかる必要量にそれぞれちがった順応の仕方をする。しかしそれらはいずれも、商品流通にとらえられるとそれに内在する諸法則にしたがわねばならないことはいうまでもない。ただかかる貨幣の必要量に順応する仕方のちがいから、信用貨幣やことに国家紙幣にあつては、貨幣の運動とはちがった独特な運動をおこなうことがある、というだけである。

しかるに飯田教授は、商品流通の内在的な諸法則によってきまる貨幣の必要量に順応して増減するところの貨幣の運動そのものを規定する法則が貨幣流通の諸法則だとし、貨幣の本質とその運動の一体観を提唱される。教授によれば、本質がおなじであれば、その運動法則もおなじでなければならず、運動がおなじであれば必ずその本質もまたちがってはならないと強調される。かくして貨幣流通の法則にしたがっておなじように増減運動をおこなう貨幣 \parallel 金と銀行券とは、本質的にもおなじだと結論しなければならぬような背理を犯される。このことから、国家紙幣あるいは厳密な意味における「不換銀行券」は、貨幣や銀行券と本質的にちがっているから、紙幣流通の独自の法則にしたがうのみで、決して貨幣流通の法則の支配をうけないとし、国家紙幣の機構的な伸縮機能をも拒否される。したがって專一的な紙幣流通あるいは厳密な意味における「不換銀行券」の流通における物価の騰落を、その数量の増減による価格標準の事実的な切下げまたは切上げにもとづく名目的な騰落だと結論される。⁶⁾

(6) 飯田繁「不換紙幣の流通諸法則とはなにか」(経済学雑誌 第四一巻第四号)六七―八頁参照。

なお拙稿「現代物価論への一視角―銀行券論争の問題点」(パンキング 第一四六号 昭和三五年五月号所収)二四―六頁および

び三三三—三三頁参照。

この結論は、国家紙幣の流通における紙幣流通の独自の法則の専一的支配を主張する人たちが、当然に、到達しなければならぬところのものであって、厳密な意味における不換銀行券の流通や、あるいは、近代的不換紙幣（＝不換銀行券）の流通におけるこれら銀行券の収縮の事実を眼をおおい、そのもとにおける物価の下落を無視して、麓教授のごときは、物価の名目的な騰貴のみを強調されたり、あるいは飯田教授のように、国家紙幣の専一的流通の仮説性とか、したがって不完全なる不換銀行券流通における物価の景氣的騰落をみとめながらも、それら価格総額を実現すべき不換銀行券の運動を規制する法則については口を緘して語らず、かかる結論への論理的必然性についてはみずから認めることをおそれておられる。しかるに、最近、浜野氏はマルクスの文章に大胆な解釈をあたえ、かかる結論をきわめて卒直に肯定された。いまマルクス解釈における誤りをおくとすれば、浜野氏の結論はみづからの主張にまったく忠実であつて、論理への忠誠を吐露したものととして高く評価されるに値いしよう。

(7) 浜野俊一郎「金兌換停止下における価格の度量標準—最近の金価格問題とかんれんして」(経済学雑誌 第四二卷第一号 昭和三年二月号所収) 一一五—六頁参照。

なおマルクスの文章については『資本論』(二三三頁)と『経済学批判』(一一七頁)を参照のこと。

もちろん飯田教授も、その後、貨幣流通の諸法則の實質的單一説(表現的複數説)を修正されて、實質的複數説に一歩ちかづいてこられた。「貨幣流通の諸法則」というのは、もともと貨幣流通量の諸法則いがいのなんでもないのであつて、その諸法則の基本精神も貨幣量を規定するものが諸商品価格であつて、けつしてその逆ではない、ということにあるのであつた。その貨幣流通の諸法則が、マルクスによって、流通手段としての貨幣の流通量規定の段階ではやくも複

数形でしるされているとすれば、それは、實質的にはただひとつに集約されるその法則がただ表現的にいろいろな形をとってあらわれたものとしか解釈されえないことをしめすのであろうが、しかし、そのことから、すぐさま、この段階での複数形と、もっとすすんだ段階、すなわち支払手段としての貨幣の流通量規定をふくむ段階での貨幣流通の諸法則の複数形とが、内容的にまったくおなじものとみなされてよいはずはあるまい。だから、 \wedge 貨幣流通の諸法則 \vee の諸法則というものは、どれもこれも、ただ表現のうえでの複数だけをいみするものだとは、かならずしもいいきれないのではなからうか。……支払手段としての貨幣の流通量規定をふくむ……段階では、……貨幣流通の諸法則は、具体的にたがいちがう二つの流通量法則を内包するものとしての複数形でもあるのではなからうか」と。

(8) 飯田繁「不換紙幣の流通諸法則とはなにか」(経済学雑誌 第四一巻第四号)四四—五頁参照。

なおこのような転換へのきざしは、すでに、その前の論文「不換銀行券の運動と不換紙幣の流通諸法則(一)」のなかで、釐教授の表現・形式的複数説 \parallel 實質的単一説を要約しておられるつぎの文章からうかがえよう。すなわち、釐「教授の思考の發展過程をたどってゆくと、こういうことになる。流通手段としての貨幣の流通量を規定する法則は、 \wedge 諸法則 \vee としていろいろな表現形式でかかげられるのだけれども、つまりは、 \wedge ……流通手段の数量は、実現さるべき諸商品価格によって規定される \vee \parallel \wedge 流通速度が前提されれば、流通手段の数量は、まったく諸商品価格によって規定される \vee という、ただひとつの基本的な法則(流通貨幣の数量にかんする法則)に集約されるのであり、さらにまた、支払手段としての貨幣が流通過程にいきこむことによって、その基本的な法則は、たとえ数量規定のうえで修正される一念のために一言、マルクスは \wedge 本質的に修正される \vee といっている——ことになって、その法則規定の根本精神のうえでけつしてなにも影響をうけないでどこまでも貫徹されるところの \wedge 一般法則 \vee であるいじょう、貨幣流通の諸法則というのは、だから、けつきよく、流通手段・支払手段としての貨幣の両機能をつうじて、ただひとつのあの基本的な法則のたんなるいろいろないいかえにすぎないというように考えられるのではないか、おなじことは、さらにまた、資本家社会での、貨幣流通・信用貨幣流通においてもいえるではないか、と」(前掲雑誌 第四一巻第三号 五七頁参照)。

これは銀行券論争のもたらした一つの大きな収穫といふことができよう。飯田教授は、「単純なる貨幣流通の観察から生じた通貨量に関する法則は、支払手段の流通によって本質的に修正される」というマルクスの文章を想いだされて、ようやく貨幣の流通必要量が、流通手段と支払手段の二つの機能によって「具体的にちが」って規制されることを認められるようになった。「貨幣流通の諸法則を、たんに、貨幣の流通手段機能と支払手段機能との二つの機能によって規制される具体的にちがう貨幣流通量の二つの法則として〔岡橋教授が〕とりあつかわれたかぎりでは、問題はなかった。……そしてまた、そのかぎりでは、貨幣流通の二つの法則〔貨幣流通の諸法則〕の根源を、 \wedge 貨幣の機能上の差別性 \vee （といつても、それは、だから、ただこれらの二つの貨幣機能のちがいにすぎないこととなる）にさかのぼって探究された、ということとはたしかに研究上のひとつの進歩的な態度だったといえよう。じじつ、 \wedge 貨幣流通の諸法則 \vee の複数性——具体的な貨幣数量の規定のうえでの、法則のこの複数性は、基本的な精神のうえでの、法則の単数性とけっして矛盾しない——を規定する原因はたかだかそれだけであつて、それ以外にはまったくないのだ」（傍点—岡橋）とされ、いまや教授の実質的単一説——「基本的な精神のうえでの法則の単数」説は、ここに自壊しはじめたのであつた。さらに飯田教授が、「貨幣流通の諸法則の根源を、貨幣の機能上の差別性にさかのぼって探究され」て、価値尺度機能や価格標準機能の変化によって「規制される具体的にちがう貨幣流通量の二つの法則」をみとめられるようになったならば、それこそ「たしかに研究上のひとつの進歩的な態度だったといえよう」。

(9) Zur Kritik. S. 149.

(10) 飯田繁「不換銀行券の運動と物価の変動—序論。貨幣の運動と物価の変動との関係をめぐる岡橋説の批判」〔社会経済学の展開〕所収）三二—二頁参照。

ところで、商品流通に内在する諸法則によって諸商品の価格総額がきまり、これを實現するに必要な貨幣量が貨幣流通の諸法則によつてきまることが、すべてのばあいには妥当する一般的な前提である。このことは貨幣 \parallel 金の流通しているばあいであれ、代用貨幣の流通しているばあいであれ、すこしもかわるところはない。貨幣も代用貨幣もかかる流通必要量に順応して増減しなければならぬ。それじたい価値をもつ貨幣 \parallel 金はいくら流通界にあらわれても必要量をこえることは決してない。それは精々商品の市場価格をその価値以上に騰貴させるだけである。けれども代用貨幣はそれじたいの価値をもたないから、必要量以上に過剰に発行されることが可能である。ただ金への兌換の可能なばあいには、必要量をこえて過剰となるようなことはおこらないが、兌換の道がとざされると過剰になることがありうる。それが流通に必要な貨幣にかわつて流通にあらわれ、その機能をはたしたのちには回収されるという信用機構が確立しているかぎりでは、兌換停止下にあつても代用貨幣の過剰はおこりえない。しかし銀行券が国債の中央銀行引受によつて発行されたばあいのように、流通に必要な貨幣にかわつてあらわれるのではなく、流通の外から無理やりに投げこまれた代用貨幣は停滞し、その過剰は価格標準の切下げをつうじて流通に吸収されなければならない。紙幣の発行はそれによつて象徴的に表示される金が現実に流通しなければならない数量に限定さるべきだという紙幣流通に独自の法則は、また、過剰代用貨幣にのみあらわれる価格標準の切下げを規定するものでもある。だから代用貨幣の運動に、貨幣流通の諸法則が反映し、支配しているというのは、それら代用貨幣が流通に必要な貨幣にかわつて機能しているということであり、紙幣流通に独自の法則の支配があらわれるのは、必要量をこえて流通に投入されたばあいである。

代用貨幣はこのように貨幣の必要量に順応して増減しなければならないが、貨幣の流通必要量は貨幣流通の諸法則にしたがつて、すなわち商品や金の価値じたいの変化やその相対的価値の騰落やあるいは価格標準の変更にもとづいて増

減するので、代用貨幣もそれぞれその増減におうじて膨脹したり、収縮したりしなければならぬ。しかし、代用貨幣の、このような伸縮がさまざまげられるとき、その増発された代用貨幣は価格標準の事実的な切下げにより、また、吸揚げられた代用貨幣は相対的価値の騰貴によって、貨幣の必要量と一致させられる。兌換は、もちろん、収縮の唯一の通路ではない。だから兌換が停止されたからといって、代用貨幣はすべてその伸縮の道がとざされたわけではない。兌換停止下にあっても代用貨幣が必要貨幣にかわって流通界に出入するかぎり、それは貨幣Ⅱ金とおなじように貨幣流通の諸法則にしたがって増減するが、不生産的国債を保証に発行されたばあいには、停滞して収縮しえないから、代用貨幣にのみ特有な減価がおこり、ここに、はじめて、紙幣流通に独自の法則の支配がみられるのである。かくて兌換停止下の銀行券は、たんに紙幣流通の独自の法則だけでなく、貨幣流通の諸法則も、すなわち「不換国家紙幣の諸法則に支配される」といわれているわけである。⁽¹¹⁾

(11) Kapital. III, S. 569.

四 兌換停止下の銀行券の伸縮

貨幣流通の諸法則をただ一つの法則だとして、貨幣じたいの価値の増減とその相対的価値の騰落とを区別しない見解にとつては、兌換停止下の銀行券流通においては紙幣流通の独自の法則だけしか支配せず、銀行券の価値の下落に減価と相対的価値の減少との二つのちがいのあることが見うしなわれてしまう。このような誤りをおかさなないことのためにこそ、貨幣流通の諸法則の複数性が強調されなければならないし、さらに国家紙幣の諸法則の決して単一、独自の法則でないことが牢記されなければならないのであった。さらに、兌換停止下の銀行券流通における紙幣流通の独自の法則の專一的な支配の主張者は、物価の問題で、まったく、デッド・ロックに乗りあげてしまう。前述のように麓教授は兌

換停止下の銀行券流通における物価を上昇してやまないインフレ物価だけだと主張して、その下落を否認したのであったが、浜野氏は事実を卒直にみとめて、銀行券の伸縮による物価の名目的な騰落を説くあやまちを犯したのであった。しかるに他方では、銀行券の現実の伸縮をみとめ、物価の實質的な騰落をも解明せんとする若い学究たちのあいだでは、銀行券（≡不換紙幣）に還流性あるいは蓄藏機能をみとめて、この難関を切りぬけようとする。

まず、川合教授は兌換停止下の銀行券の本質を国家紙幣と同一視されながらも、貸付—回収（還流）と預金による銀行券の収縮性を説かれる¹。けれども、兌換停止下の銀行券流通において、いろいろな代用貨幣が収縮しうるのは、銀行券や預金貨幣が貸付けられた銀行の債務（信用）だからである。銀行が自分によせられた信用≡債務を受付けたのであるから、返済された自分の債務が手許で反古となるのは当然である。であるから債務でないものが貸付けられ、それが銀行に回収されて戻ってきたからといって消滅するものではない。したがって、貸付けられたものの回収と還流とはかならずしもおなじではない。しかし銀行の債務証書≡手形でもないところの国家紙幣も、こんにちでは、貸付によって流通界にあらわれ、回収によって還流するようにみえる。それは、国家紙幣が信用貨幣の流通（≡貸付—回収）に便乗して、信用貨幣に代替、逆代替することによって、伸縮しうるからである。国家紙幣の回収が還流とおなじ意味をもっているのは、それが還流する信用貨幣に代替、逆代替してはじめて流通しうるようなこんにちの金融機構による²。だから兌換停止下の銀行券の本質の貸付けられた銀行債務≡手形であることを、したがってそれが信用貨幣であることを認めないで、その貸付—回収（≡還流）を説くことはできない³。

- (1) 川合一郎「不換銀行券の伸縮について—管理通貨論序説」（経済学雑誌 第三六卷第四号 昭和三年所収）五一—二頁参照。
(2) 拙稿「通貨制度と通貨の構成」（『金融財政講座』第一卷所収）参照。

(3) 川合教授は兌換の停止によって銀行券が信用貨幣でなくなるとし、その流通根拠を紙幣と同一視されながらも、なお「資本」が信用貨幣を廃棄しえたことを説かれる。そうして「流通の根拠」のちがいがら、おなじ銀行の創造する代用貨幣であっても、銀行券と預金貨幣との本質を区別され、銀行券によるインフレーションはあっても、預金貨幣によるインフレーションはおこりえないようである。しかし兌換停止下にあっても信用取引が依然として存続しうるかぎり、銀行は自分の信用 \parallel 債務を預金貨幣の形であれ、あるいは手形 \parallel 銀行券の形であれ、自由に貸付けうるわけである。したがって川合教授は、兌換停止下の預金貨幣を信用貨幣とし、銀行券のみを紙幣だと主張しうるためには、銀行はどうして自己の債務を手形の形で貸付けることができなから明らかとされなければならない。なお教授のつぎの敘述を参照。

「兌換停止と同時に銀行券の紙幣性が顕在化するということはが妥当するとすれば、それはむしろ(2)の意味(「不換になると流通外にすることができなくなり、流通内にとどまることを強制され紙幣流通の法則に服さざるをえないという」)においてであって、(1)(i)の意味(たんに流通手段における価値の瞬時的存在という)でならば、一般流通に入っている部分については、兌換停止前から紙幣化しているといえるであろう。この段階でもなお名実ともに信用貨幣として止まっているのは商業流通内にある部分である。しかも銀行券が一般的流通に入ったのちには(とくに法定支払手段たることを認められるようになる)商業的流通内において信用貨幣とし名実ともに止まっている部分は、前者との外見上の混同をさけるために預金通貨という形で自らを区別するようになるのである。銀行券が預金通貨に形をかえたのは普通の預金銀行が銀行券発行を禁止されたからというのはいわばその契機にすぎない。銀行券自体の流通分野したがってある意味では流通の根拠による分業の反映である。銀行券が一般的流通に入って \wedge 紙幣 \vee 化し、さらに不換となって紙幣化しても資本は信用貨幣を廃棄することはできない。その上にまた新しい信用貨幣をつくりだす。これは資本は現金取引の上にその範囲から必然的に先ばしして信用取引を行わざるをえないことの結果である」(前掲論文五〇頁)。

さらに川合教授は、預金による銀行券の収縮を説かれる。⁽⁴⁾しかし銀行券が預金(当座預金)にかわっても、それは銀行債務の形態の転換であり、手形の形における信用貨幣から預金の形をした信用貨幣にかわっただけで、通貨としてはべつに数量的な収縮がおこるわけではない。また長期性預金となったばあいでも、預金された銀行券がそのまま市中銀

行の庫中にとどまっても、あるいはそれらは貸付けられてふたたび企業や家計にもどっても、収縮したとはいえない。かくて預金による銀行券の収縮とは、精々流通速度の緩慢化以上にはでることはできない。しかしそれでも収縮したようには見えない。けれどもわが国のこんにちの銀行制度では、不況期にかえって預金貨幣の流通速度の加速現象があらわれて、絶対的にも相対的にも通貨総量が膨脹する傾向がみとめられる。⁽⁵⁾したがって他の信用貨幣形態における流通貨幣量の増大をかえりみないで、銀行券の収縮だけを取りあげたところで問題はすこしも解決されたことにはならないのである。

(4) 川合一郎 前掲論文 五七頁以下参照。

(5) 拙稿「通貨制度と通貨の構成」(前掲講座所収) 参照。

以上のように川合教授は、兌換停止下の銀行券の伸縮性の解明に成功することができなかったが、しかし銀行券は「究局的には紙幣流通の法則にしたがわざるをえない」と⁽⁶⁾しても、それがつねにかならずしも紙幣流通の独自の法則にしたがうわけでもない⁽⁶⁾とされ、その伸縮によって価格標準に変更をもたらさず、景気変動的な物価の騰落の生じうることを明らかにしよう⁽⁶⁾とされる。けれどもそうなれば、兌換停止下の銀行券のなかに、景気変動におうじて伸縮するものと、逆にその増加によってインフレーションをおこすものとの区別があることとなり、銀行券の差別性の問題があらたにおこってくる。それに、兌換停止下の銀行券は「究局的」には紙幣流通の独自の法則にしたがわざるをえないとしても、価格標準の変更をもたらさない増減にあつて支配する法則が、一体なものであるかの点も明らかでない。兌換停止下の銀行券の伸縮性にかんする川合教授の解明は、示唆にとむものではあるが、いま、一度、銀行券の本質を反省しなすことによって、その一層の発展が期待されるであらう。

(6) 川合一郎 前掲論文 五一頁参照。

つぎに、原薫⁽⁷⁾氏や真藤素一⁽⁸⁾氏は、兌換停止下の銀行券の蓄蔵機能から、その伸縮性を解明し、価格標準の変更なき物価の騰落を解明しようとされる。しかしここで兌換停止下の銀行券の差別性が問題となり、流通法則の問題など未解決のものがおおい。ことに真藤助教授にあっては、銀行券の蓄蔵形態と休息形態の区別が見落されているばかりか、根本的には価値形態論において致命的な缺陷を曝露することとなる。竹村助教授は、貨幣の流通速度が商品の形態轉換の反映であることをわすれ、貨幣の流通速度だけが、独自の、増加しうるもののように幻想して、その過剰分は休息するのでなく蓄蔵されるのだといわれる⁽⁹⁾。しかし商品の価格総額が一定でありながら、特定の貨幣個片の流通速度が増大するということは、その貨幣個片でもってより大きな価格額が実現される反面、同一貨幣名の他の貨幣個片がより一層長く休息したことを意味し、全体としてはそれらの流通速度にすこしの増減もおこりえないのである。かつて兌換停止下の銀行券を「不渡り」手形と規定し、債務の支払われない債務証書という離れワザをやつてのけられただけのことであつて、いまや、一個片の流通速度の増加を全体のそれと同一視するという奇術を弄うされる。「丸い四角」は言葉でいうことはできても、現実には描けるものでもあるまい。そうして「蓄蔵」された銀行券は、一体、どれだけの量を代表するといわれるのか。問題はつきないであろう。

(7) 原薫「不換銀行券の流通」(経済研究 一九五九年四月号所収) 参照。

(8) 真藤素一「資本と蓄蔵貨幣」(バンキング 第一三七号所収) 参照。なお銀行券の休息形態と蓄蔵形態を混同したものととして、小野朝男「管理通貨制度のもとでのインフレーション」(経済評論 一九五九年五月号所収) 三四—六頁参照。

(9) 竹村脩「休息貨幣の問題点」(大分大学経済論集 第一〇巻第四号 昭和三四年三月号所収) 四五—七頁参照。

近頃、麓教授も紙幣—不換銀行券の蓄蔵の可能を説かれるようになった。「貨幣としての貨幣の諸機能のなかには、

……金の現身で現われねばならない機能と、金の現身でも代用物によってでも果されうる機能があつた。前者は世界貨幣の機能であり、後者は蓄蔵貨幣および支払手段の機能であると思われる。だが代用物によって果されうるといって、そのさいそれらの代用物は、△交換価値の唯一の妥当な実在√(Capital, I, S. 135.)として、あるいは△諸商品の価値の唯一妥当な化身√として、普通の諸商品の前に立ちうる、ということが条件である。つまり、一国における貨幣制度が健全であつて、正常に行われており、かくして支配的な一般的な流通手段となつている通貨の価値が相対的な安定を保ち、金の価値をほぼ正確に反映しているかぎり、そのような金の代用物によつて、△貨幣としての貨幣√の機能は、代理されうるのである⁽¹⁰⁾と、価値の安定した支配的一般的な流通手段であれば蓄蔵されうると主張される。けれども蓄蔵貨幣とは流通の外にある貨幣を意味する。ところが兌換停止下の銀行券は、流通のなかにおいてこそ一定の金量を代表し、価値をもつのであつて、流通の外にあつては、もはや、代表すべき金量はなく、それは一片の反古にすぎない。それなればこそ麓教授は、兌換停止下の銀行券流通では紙幣流通の独自の法則だけが支配し、それら「流通紙幣の分量は、いかなるばあいにも流通に必要な金量を代表しうるにすぎない⁽¹¹⁾」とされたのではなかつたらうか。流通外にでた銀行券は、価値の安定どころか反古になつてしまふのに、どうして蓄蔵がおこなわれようか。いまこの点をおいて問わないとしても、兌換停止下の銀行券の蓄蔵を認められるかぎり、教授は、もはや、紙幣流通の独自の法則の専一の支配を強調しえないこととなるであらうし、そのもとの物価運動もインフレーション⁽¹²⁾がいの騰落を認めざるをえず、さらには銀行券の差別性をも拒否しつづけられることが、もはや、不可能になつてくるであらう。かくして麓教授の私見批判は、根本的に反省しなおされることが必要となつてくるのである。

(10) 麓健一「兌換停止下の蓄蔵貨幣」(経商論纂 第九一号 昭和三五年三月号所収)八一頁および一一三―一四を参照。

(11) 麓健一「貨幣流通の諸法則」『金融論選集』第五卷所収) 一六一―七頁参照。

国内通貨が紙券化されるにしたがって、その伸縮の仕方、金貨の蓄蔵による伸縮とは、ちがったものとなつてこなければならぬ。貨幣流通がすでに信用貨幣でみたまされ、補助貨幣も信用貨幣の流通に便乗し、それに代替することによつて、はじめて、流通界にその席をあたえられるにすぎない。このような、こんにちの通貨の構成のあたらしい事態も、兌換停止下の銀行券を国家紙幣とみる人たちにとつては、理解されず、その伸縮のあたらしい仕方も古い蓄蔵機能のなかでとらえようとされたにすぎなかつた。しかしあたらしい酒はふるい革囊には盛れない！ 兌換停止下の銀行券に蓄蔵機能を見とめようとすれば、その伸縮増減は説明できても、それが増発されて価格標準の事実的な切下げがおこるばあいとそうでないばあいがあり、したがつてその流通における紙幣流通の独自の法則の專一的支配が否定されて、銀行券に差別性をみとめなければならず、さらに流通外にでた銀行券の価値をどうして説明するかなど、多くの解決困難な問題がひかえている。これにたいして、兌換停止下の銀行券をおなじく紙幣と見て、その流通における紙幣流通の独自の法則の專一的支配を強調すれば、その伸縮性は否定され、物価の変動はすべて名目的な騰落とする貨幣数量説に陥るおそれがある。

かくて兌換停止下の銀行券の伸縮が貸付けられた手段というその本質に根ざしたものであることを確認し、そこに紙幣流通の独自の法則のみならず、貨幣流通の諸法則の支配することをみとめることによつて、ここに、はじめて、兌換停止下の銀行券流通における物価の騰落がたんに、インフレ・デフレの名目的な変動ばかりではなく、価値の尺度としての金の価値の変動による実質的な騰落や、さらに、商品価値の変動やたんなる市場価格だけの變動にもとづく実質的な騰落のおこることがあきらかにしうるであらう。

五 兌換停止下の銀行券流通における物価の運動

貨幣流通の諸法則にかんする麓教授や飯田教授の見解によれば、マルクスでは「貨幣流通の諸法則」と複数形で用いているが、実は、その内容は一つであつて、その一つの法則がいろいろにいかえることができるところから、この「貨幣流通の一つの法則」を、わざわざ、「諸法則」と複数に用いているだけだ、というにあつた。そうしてこの貨幣流通の諸法則の内容的単一説¹表現的複数説は、さらに、兌換停止下の銀行券流通における貨幣流通の諸法則の支配を否定し、ただ「紙幣流通に独自の一つの法則」の支配だけを強調されたのであつた。兌換停止下の銀行券流通におけるこの紙幣流通の独自の法則の專一的な支配とは、銀行券の伸縮性の否定を意味し、物価の変動に順応して銀行券が伸縮しえないから、そこでは価格標準が事実上つねに変動をくりかえし、物価の名目的な騰落しかおこらないことになる。

ところで麓教授は、「不換紙幣や不換銀行券が流通する体制の下では、価格の尺度基準を決定することは不可能となる。なぜなら……それはたえまなき変動にさらされること……なるであろうから」¹であつて、「不換紙幣の濫発による価格の尺度基準の事後的、経済的、もしくは間接的な切下げ」にもとづいて「連続的な物価上昇」²「インフレ物価」³があらわれるといわれる。そうして「インフレーション期における物価上昇は、それ自体の性質としては、無限に自己を貫徹して進行するのであり、好況期におけるそのように、反対物への自動的な転化がみられない。ここに両者のまったく混同を許さざる相違が見出される。このような物価の一方的な無限の上昇というインフレーション独自の現象の反対の極にあるものを想定するとすれば、物価が一方的に無限に下落する場合となるであろう。だが、このような意味

におけるインフレーションの対立現象は、明らかに現実の経済には存在しえない」と、インフレーション期における物価下落の現実から眼をそらされる。³⁾

- (1) 麓健一「価格変動の諸構造について—インフレーションの概念規定に関連して」(バンキング 第二二号所収) 九五頁参照。
- (2) 前掲論文 一〇一頁参照。
- (3) 前掲論文 八三頁参照。

なお拙稿「紙幣流通にのみ固有な特殊法則について—麓教授の貨幣数量説批判」(バンキング 第一三五号所収) 八二頁以下参照。

しかし麓教授はいつまでも現実の物価の動きに眼をそむけているわけにはいかなかった。こんにちのように、「不換銀行券が流通する体制の下では」、価格標準は不断に変動をつづけざるをえないはずにもかかわらず、物価は無限に上昇せず、つねに騰落をくりかえしていることから、教授は、前述のごとく、兌換停止下の銀行券にも、ついに蓄蔵機能をみとめられ、その伸縮を主張されるにいたったのであった。兌換停止下の銀行券が、金貨とおなじように、蓄蔵機能をいとなみ、伸縮しようということは、ここでも紙幣流通の独自の法則のほかに、貨幣流通の諸法則が支配していることを意味し、エンゲルスが兌換停止下の銀行券には「不換国家紙幣の諸法則」が支配していると説いているように、それらの諸法則はたんなる表現的複数、(内容的単一)の法則ではなく、それぞれちがった内容をもつ複数の法則なのである。このように兌換停止下の銀行券流通に貨幣流通の諸法則や紙幣流通の独自の法則が支配することをみとめることによって、物価変動の多様性を解明しようする道はひらかれたが、それとともに銀行券の差別性の問題が生じ、さらに、その本質観も考えなおさなければならぬように追いかまれたのであった。

ところで飯田教授も、兌換停止下の銀行券は、貨幣 \parallel 金とはその本質がちがうので、商品流通に内在的な諸法則によつてきまる貨幣の流通必要量に順応して増減しえない、このような運動の仕方は兌換の停止された銀行券の本質が国家

紙幣とおなじことからきたものであり、その本質と運動とは不即不離の關係にあると強調される。かくして兌換停止下の銀行券流通における紙幣流通の独自の法則の專一的支配論が、ここに、成立する。しかし飯田教授は、麓教授とはちがって、現実の物価の下落をみとめられ、兌換停止下の銀行券流通における多様な物価の変動を説こうとされる。飯田教授は、前述のように、マルクスの原典における「文学的詮索や字句的解釈」から、「流通手段としての貨幣の流通量規定の段階」では「貨幣流通の諸法則の複數群はたんなる表現上の複數として解釈されるほかはない」(傍点―岡橋)が、「支払手段としての貨幣の流通量規定をふくむ段階での……貨幣流通の諸法則は、具体的にたがいちがう二つの流通量法則を内包するものとしての複數群でもある」(傍点原文のまま)と、折角、麓教授の表現的複數説(内容的單一説)からの脱皮されたにもかかわらず、貨幣流通の諸法則の單複の問題は、「貨幣流通の諸法則ということばがマルクスのふたつの原典『經濟學批判』と『資本論』ではどんなふうにもちいられているか たんなる文字的詮索や字句的解釈」にとらわれることなく、「なによりもまず、貨幣流通の諸法則そのものの本質あるいは基本的精神を問うことから出発して刷新されなければならない」(傍点原文のまま)とされて、貨幣流通の諸法則が「具体的にたがいちがう二つの流通量法則を内包する」複數の法則であると「わたしがそういうのは――誤解をさけるために、くれぐれもことわっておかねばならないが――けっして、マルクスによって貨幣數量説的見解に正面から対立するものとして高くかかげられた貨幣流通の諸法則の精神が基本的に複數であるとかんがえたからで」はないと、くりかえしくりかえし述べておられる。訓詁注釈學においてわが国隨一の稱ある飯田教授が、このように、「文学的詮索や字句的解釈」を放棄、断念し、ことあらたに「基本的精神」論までもちだして貨幣流通の諸法則の基本的單一説にもどられたのは、教授が、やはり、麓教授の見解に「同意」されて、「不換紙幣の流通へ諸法則といふのは、實質的に單一の法則にすぎないのであ

って、表現・形式のうえでのたんなる「諸法則」なのだ」と考えられたからであって、紙幣流通あるいは兌換停止下の銀行券流通における「紙幣流通の独自の（特殊な）一法則」の專一的支配は当然のことであり、「いまさらの議論ではなかつたはずだ」と強調される。したがって、紙幣の專一的流通のもとで、しかも麓教授とはちがって、複雑な物価の変動を解明しようというのであるから、飯田教授がどんな見解を発表されるかと、おおいに、期待していたのであった。

しかし、これまで延々五〇〇頁にもわたっているいろいろと「積極的」な理論を展開されて、銀行券論争におおくの寄与をしてこられた教授が、いよいよ肝心の物価論になって、「ここで積極的に展開することはできないし、またその必要もなからう」とバトンを簡単に旧著の『物価の理論的研究』（昭和二四年刊）にわたされる。けれども、そこでの教授の「考えかたは基本的にはいまもってなにもかわってはいないのだから」とて、当面の課題の解決には役だたない。また、原典にもそのまますぐに「役だつ」ような「文字」や「字句」が見いだしたがたい以上、ここでは、もはや、「文字的詮索や字句的解釈」でうめるすべもないので、教授は、ついに、兌換停止下の銀行券流通のもとでの「複雑」、「多様」な「物価変動をわたくしなりのしかたでかんたん」に説明してみよう（傍点・岡橋）といわれる。そうして金の価値変化にもとづく物価の騰落や、商品の価値変化や市場価格変動が、不換紙幣・不換銀行券の流通のもとでおこるし、さらに、不換紙幣・不換銀行券の発行が流通必要量をこえるならば、それらの価格変動は消えないばかりか、そのうえに価格標準の事実上の變更の影響がくわわり、二重、三重に騰貴することを、「紙幣流通の独自の法則」の專一的支配という「手法」をもって説明される。⁽⁹⁾

(4) 飯田「不換銀行券の運動と不換紙幣の流通法則（二）」（『経済学雑誌 第四一巻第三号』 六八―九頁参照）。

(5) 飯田「不換紙幣の流通諸法則とはなにか」（『前掲雑誌 第四一巻第四号』 四五頁参照）。

(6) 前掲論文 四二―四五頁参照。

(7) 例えば三宅義夫教授との価値章標論争を見よ。飯田繁「不換紙幣の流通諸法則とはなにか」(前掲雑誌 第四一巻第四号) 四七一—五〇頁注(8)、および「ふたたび兌換銀行券と不換銀行券V」(金融経済 第四六号) 四一頁以下参照。さらに飯田教授の独特なドイツ文法論については、教授のつぎの諸論文、「不換銀行券の運動と不換紙幣の流通諸法則(一)」(前掲雑誌 第四一巻第二号) 二五頁注(8)、「不換紙幣の流通諸法則とはなにか」(前掲雑誌 第四一巻第四号) 七〇頁「注32」への追記「七〇—一頁、および前者(第四一巻第二号) 三三—五頁、同論文」その(三)」(前掲雑誌 第四一巻第三号) 四三—四四頁を参照。なお拙稿「現代物価論への一視角」(バンキング 第一四六号) 二七—八頁および三三—五頁参照。

(8) 飯田 前掲論文(前掲雑誌 第四一巻第四号) 三九頁参照。

(9) 飯田「不換紙幣・不換銀行券の運動と物価の変動」(大阪市大経済学年報第一二集) 八六—七頁参照。

(10) 前掲論文 九四頁参照。

まず飯田教授は、「兌換紙幣の絶対的価値Vとやらを否定するもしないもなく、兌換紙幣の尺度としての金の価値の変化にもとづく価格の騰落Vは紙幣流通のもとにもあるのだ」(傍点原文のまま)といわれる。そうして、「商品の価値が一定だとすると、金の価値変化によってあらゆる商品の価格は、はじめ他の諸事情によってさまざまげられても窮極的には、逆比例的に変動する。そんな諸商品価格(や市場価格)によってうごかされる流通必要量をしかもともとせいでい代表できないところのものが不換紙幣・不換銀行券なのだ——そこにこそ、兌換紙幣流通の特殊な(独自の)法則Vの本質がある——から、これが、もし流通必要量以内の最低限度のなかで一定価値額の量を代表して流通するように外部から投入されるならば、一枚一枚の不換紙幣・不換銀行券は、おなじ名の(個貨)のかわりに流通することができ、したがってまた、価値の尺度機能の作用をまずでうけているところの、そんな諸商品価格をそのまま実現できるのはもちろんである。このことは、もうとくに明らかにされているところ、不換紙幣・不換銀行券が兌換紙幣流通の諸法則Vにしたがって運動するということをいみしないし、不換紙幣・不換銀行券の兌換的価値の変化Vが貨幣の兌換

対的価値の变化 \vee を \wedge 反映 \vee することをものがたるのでもない⁽¹¹⁾と(傍点原文のまま)。

(11) 『飯田『年報』 第二二集 八八頁および八九頁参照。

しかしながら飯田教授は、これでもって、兌換停止下の銀行券流通における、価値尺度機能の变化にもとづく物価の實質的な騰落が、「もうとくに明らかにされている」もののように早合点されてはこまる。というのは、貨幣商品金の価値が変化したといっても、一体、どれだけ下落したのが、まず、第一に、わかりようがないし、さらに、それにあわせて「流通必要金量以内の最低限度のなかで一定価値額の金量を代表して流通するように外部から投入」することがどうしてできるのか、もわからないからである。「紙幣が \wedge 国家によって外部から \vee 相対的に \wedge かないものとして \wedge 経済的にあたえられている \vee 最低 \wedge 水準 \vee にとどまるように機械的に発行されるさいには、たえず \wedge く(すなわち日々増減する) \wedge 流通必要金量 \vee の大きさに適合するように発行されるばあいの細心の配慮——もし、国家が紙幣をそのように発行するというふうにごく抽象的に仮定することは容易にできて、じつさいにそんなふうに行行しなければならぬ、任務を国家がおわされるとなると、おそらく必要でもあろうかと想像されるそんな細心の配慮(といういみは、国家はげんじつにはそんな配慮をしなければならぬような事態にはない、ということだ)——はまったく不要であらう」と、飯田教授は、「紙幣が \wedge おなじ名の金量にかわってげんじつに流通する \vee ように発行されるばあいに、紙幣の数量が最低 \wedge 水準 \vee の線におさえられるように発行されるのと、紙幣の数量が流通必要金量と合致し、 \wedge 流通必要金量にかわって現実に流通する \vee ように発行されるのとの、国家の配慮のう、えでの根本的ながい」にまでも「細心の配慮」をされて、⁽¹²⁾「流通必要金量以内の最低限度のなかで一定価値額の金量を代表して流通するように外部から投入されるならば」と仮定されたのではあったが、肝心の金の価値の下落の程度がわからなければ、どれだけの紙幣を投入し

てよいのか、投入のしようもないのである（引用文中の傍点すべて原文のまま）。いくら、描いた餅でもたべられるのだと仮定してみたところで、すこしも、それで空腹をみたすことができないのおなじように、不可能な条件をもちだして、もしもその条件がみたされる「ならば」、目的を「実現できるのも、ちろん」だといっても、それはあくまでも「ごく抽象的」な「仮定」のうえでのことであって、「げんじつ」の世界のことでは決してない。これこそ、兌換停止下の銀行券流通における紙幣流通の独自の法則の専一的支配説が当面する第一の難点である。

(12) 飯田「不換紙幣の流通諸法則とはなにか」(経済学雑誌 第四一卷第四号) 六七頁参照。

いま一步譲って、教授のいわれるように、兌換の停止された銀行券が、「流通必要数量以内の最低限のなかで一定価値額の金を代表して流通するように外部から投入され」たとしよう。そのようなばあいでも、決して、「一枚一枚の不換紙幣・不換銀行券は、おなじ名の金量（個貨）のかわりに流通することができ、したがってまた、価値尺度機能の作用をもすでにうけているところの、そんな諸商品価格をそのまま実現できるのもちろんである」というわけにはいかない。というのは、投入された銀行券はそのばあいの流通必要数量いっぱいではないから、その不足分がなんとか解決されないかぎり、一枚一枚の銀行券が「おなじ名の金量（個貨）のかわりに流通することができ」るかどうかはわからないし、したがってまた、価値尺度機能の変化に照応しただけ騰貴した「そんな諸商品価格をそのまま実現できるのもちろんである」なんて、なおさら、いえるものでもない。おそらく教授は「流通必要数量以内の最低限度」さえもたせば、あとは銀行券の流通速度やなんかで收拾がつくであろうし、そのような弾力性をもたせておいたほうが、つきに述べる価格標準の機能の変化がおこらないで、価値尺度機能の変化にもとづく物価の実質的な騰貴だけを純粹に説明できるであろうとの「細心の配慮」にでられたのであろう。しかし混合流通がゆるされないとすれば、銀行券の流通

速度の加速によってその空白をみたすほかはない。もし、そうすれば、銀行券の流通速度とは商品の形態転換の反映なのだから、いまや、兌換の停止された銀行券の流通総額が、商品の価格総額の増減によって「内在必然的に」増減することとなる。「細心の配慮」が仇となろうとは、まさに千慮の一失！「およそ、国家というものは、金本位制度のもとで金になるのとおなじ役割を、ごく抽象的に想定された紙幣が唯一の流通手段となるばあい」[vgl. Zur Kritik S. 113]においてにやうことができるようにはがらいつくられてはいないのだから、国家によって外部から流通過程のなかになげこまれる紙幣がうまく可動の流通必要金量にかわってげんじつに流通するようにはけっしてならない⁽¹⁴⁾。かくて紙幣が「流通必要金量の全体をみたしている」ような「紙幣の専一的な流通」を否定すれば、紙幣の流通総額(MV)は諸商品の価格総額(P_T)の増減にしたがって「内在必然的に」増減するといふ貨幣流通の諸法則の支配を肯定しなければならぬし、また紙幣流通の独自の法則の支配に固執すれば、紙幣の専一的流通を容認しなければならぬハ、メとなる。

(13) 飯田 前掲論文(前掲雑誌 第四一巻第四号) 六六頁参照。

(14) 飯田 前掲論文 六七頁参照。

(15) 飯田 前掲論文 六八頁参照。

飯田教授は、兌換停止下の銀行券流通における紙幣流通の独自の法則の支配を強調されるのあまり、かえって紙幣の専一的流通を「仮定的なケース」とせざるをえなかった。というのは、紙幣の専一的流通のもとでは、紙幣が「過剰」になったり「過少」にもなつて、一歩あやまれば貨幣数量説へ顛落の危険がまちうけているからである。『資本論』では紙幣の専一的流通における「過剰」のばあいの説明しかないにもかかわらず、教授はその「過少」のばあいを想定さ

れ、このためマルクスを貨幣數量説に追いやることをおそれて、かかる紙幣の專一的流通を「たんなる価値表章としての紙幣の性格をこく抽象的に解明するためにもうけられた仮定的なケースにすぎない」と、わざわざ、マルクスにかわって弁明される⁽¹⁶⁾。しかしそのような「細心の配慮」がかえって教授の手のうちをさらけ出す。いまや、紙幣流通の独自の法則の專一的支配も、「いちど国家によって外部から流通過程のなかになげこまれた紙幣はもうけっして自動的にはそのそとへはでられない」ものであり、「金貨が貨幣流通の諸法則にもとづいて増せばまただけ、また減ればへっただけ、正しい數量でそれを代表すべき紙幣はそれだけ多く、または少く、国家によって発行されなければならぬ」(傍点原文のまま)ず、決して「自動的に内在必然的に」増減するものでないように「こく抽象的に想定された」ケースにすぎないこととなる⁽¹⁷⁾。紙幣の發行権はこれを、しっかりと、国家の手のうちにおさめはしたが、その流通速度を野放しにしたばっかりに、おもわぬところで貨幣流通の諸法則との協同支配を認めざるをえないハメとなる。

(16) 飯田 前掲論文(前掲雜誌 第四一巻第四号)六七頁注(36)、ことに六八頁参照。

(17) 飯田 前掲論文 六〇頁、六三頁、および六七頁参照。

さらに数歩を進めて、金鉱の採掘事情から金の価値の低落の事態が推定され、ともあれ国家の手によってなにがしかの紙幣が投入されたとしても、それによって実現された諸商品価格の騰貴が、はたして、価値の尺度機能の変化による物価の實質的騰貴だとは断定しがたい。というのは、そのような物価の實質的騰貴が「そのまま実現できる」がためには、その騰貴にしがって増大した流通必要量を「正しい比例」において代表するだけの紙幣が、「投入」されなければならぬからである。しかしながら紙幣流通の独自の法則にしたがってしか運動しない紙幣は、必ずしもそれだけ充分に投入されるという必然性はない。それがもしも流通必要量に比してより過剰であれば、價格標準の事實的な引

下げとなろうし、またそれよりも過少であるならば価格標準は事実上引上げられることもなろう。それにもかかわらず、それがおもてにあらわれるばあいには、すべて名目的な騰貴の形をとる。したがって物価の実質的な騰貴は論証されるよしもない。このように紙幣流通の独自の法則の専一的支配を前提するかぎり、たとえ間接的には労働の生産性の変化を確認することはできても、すべては物価の名目的な騰貴あるいは下落として、一色にしかあらわれえないから、その意図の如何にかかわらず、物価変動の複雑な構造は、ついに、論証しうべくもないのである。ことに、兌換停止下の銀行券流通における銀行券の伸縮は、教授のいわゆる紙幣流通の独自の法則の専一的支配という「ごく抽象的に想定された」ケースとまったく矛盾する。さきに、紙幣流通の独自の法則の専一的支配を強調された麓教授は物価の下落という現実を無視せざるをえなかつたが、いまや、おなじく紙幣流通の独自の法則の専一的支配に固執する飯田教授は、兌換の停止された銀行券の伸縮する現実を無視しなければならなかつたのである。

かくて、「**またもし、不換紙幣・不換銀行券が流通必要量をこえて増発されるならば、そんな諸商品価格（価値尺度機能の変化によって騰貴したところの—岡橋）は、こんどはそのうえに価格標準の事実上の変更によって、照応的な名目的な上昇にみまわれるだけのことだ。**だからこのばあいには、貨幣の価値尺度機能と価格標準機能との二つの機能の影響をうけて、ことによると、諸商品価格は**いわば二重に騰貴することにもなるう**」¹⁹といわれるが、所詮、これも「ごく抽象的に想定された」ケースというよりほかないであろう！そこには、ただ、名目的な騰貴だけしかなく、価値の尺度としての機能変化からおこるべき実質的な騰貴はあとかたを残さず消えさつている。そればかりではない。紙幣の投入の如何によっては、流通必要量にたいして「過少」なこともおこりうるにかかわらず、物価は騰貴して、価格標準の事実的な引上げが生ずる。物価の騰貴と「**競合**」、「**並進**」するデフレーション！また、金の価値の騰貴によって下落す

る諸商品価格をそのまま実現できるように紙幣を「引揚げ」るばあいに、もしもその引揚げがうまい具合に金価値の騰貴に照応しておこなわれるならばよいが、その引揚げがたりなくて減少した流通必要量に相対的に過剰となるようなことがあると、こんどは、物価が下落しながら価格標準の事実的な引下げが生ずる。いまや物価の下落とインフレーションが「競合」し「並進」することとなり、貨幣流通の諸法則の助けをかりたくとも、紙幣流通の独自の法則ただ一つだけで、兌換停止下の銀行券流通における物価運動のきわめて複雑、怪奇な構造を、苦もなく説明しつくせるというわけである。このように、景気変動型の物価運動とインフレ・デフレ型の物価運動との、あるいは物価の実質的変動と名目的変動との、「競合」、「並進」は説明できなくとも、ともあれ物価の騰貴とデフレーションの「競合」、「並進」は「なんなく理解できるのだった」し、物価の下落とインフレーションの「競合」、「並進」もまたなんなく理解できたのであるから、これ以上、貨幣の相対的価値なんて単純でも、簡明でもない概念をもちだし、諸商品の市場価格の騰落をよりいっそうややこしくすることに、飯田教授が、もはや、がまんがならないというの¹⁹もまた理解できる。しかしそうかといって貨幣の相対的価値の構想をすてては現実の物価運動を解明することができなくなる。

(18) 飯田 『年報』 第一二集 八九頁参照。

(19) 飯田 前掲書 九四頁参照。

われわれは、つぎに、貨幣流通のもとにおける商品の価値や市場価格の騰落による物価運動についての飯田教授の説明を聞こう。

「およそ、貨幣流通のもとで商品が価値どおりに売られる諸条件や商品の価値したいが変化する諸要因やを考察するときには、われわれは、理論構成の簡単化・明確化のために、まず需給の不一致や貨幣価値・貨幣名の変化やを一時的

に捨象することからつうれい出發する。また、商品の市場価格変動が究明されるときには、理論構成ははいちだんと具体化するが、それでもなお、貨幣価値・貨幣名の変化の一时的な捨象は解除されない。ということとは、商品の価値変化や市場価格変動と貨幣の価値変化とのあいだには必然的な関係はなにもないのだ、ということにほかならない⁽²⁰⁾（傍点—岡橋）と。けれども理論構成が、さらに、「いちだんと具体化」して、いよいよ貨幣価値や貨幣名の変化がいっしょにおこって諸商品が価値どおりの価格で売られないような市場価格の変動にもとづく諸商品価格総額の増減と貨幣の流通量とのあいだにおける諸問題を考察するようになって、あいかわらず「理論構成の簡單化・明確化のため」とはいえ、いつまでも、諸商品の「市場価格の問題を貨幣の側面からすな、⁽²¹⁾なおに商品の側面にかえ」⁽²⁰⁾として考察しているわけにもいかない。

(20) 飯田 『年報』 第一二集 九〇—一頁参照。

(21) 飯田 前掲書 九二頁参照。

「貨幣流通のもとで、商品の価値が変化しようと市場価格が変動しようと——それらのものの、原因、結果にはそれぞれ大きなちがひがあることはじじつだが——どちらも一定条件のもとでは、価格の変動としてあらわれるという点では、そしてまたどちらも流通に必要な貨幣量に影響をあたえるという点では、なにもかわりはない」（傍点原文のまま）からといって、商品の価値が四倍に増大しても、その価格が四倍になり、流通必要貨幣量が四倍になるとはかぎらず、その価格が三倍にとどまり、必要貨幣量も三倍にしか膨張しないとすれば、その理由をたださなければならぬ。「商品は早かれおそかれ貨幣によって価値どおりに」実現されようと、当面、「価値以上・価値以下に実現され」るかぎりでは、流通必要貨幣量そのものがそれぞれちがってこなければならぬ。このような流通必要貨幣量の具体的な決定の間

題を放棄するわけにはいかないとすれば、「われわれは、やはり、どうしてもけっきょく商品の価値や市場価格の問題を貨幣の側面からすなわち商品の側面にかえ」すこともできないであろう。ことに、磨損金貨によって生じた商品の価値と価格との背離にあつては、価格標準の事実上の変更の問題がからんでくるから、「商品の側面」からだけでは、どうにも理解のしようがなくなる。ところが、貨幣の相対的価値すなわち流通手段としての貨幣の価値の構想について、反対される飯田教授にとっては、商品の価値と価格の背離が商品の側からおこるが、あるいは貨幣の側から生じようと、すべて価格の変動としてあらわれ、「そしてまたどちらも流通に必要な貨幣量に影響をあたえる点では、なにもかわりはない」のであるから、「ことがらはしごくかんたんとなる」。だからといって、兌換停止下の銀行券流通においても、ことがらがしごく簡単にいくとはかぎらない。それでも、まだ、貨幣流通にあつては、商品にたいする需要の増減はそのまま流通必要量の伸縮となつてあらわれるから、需給関係の変動から生ずる物価の騰落、それによってきまる貨幣の流通必要量の問題を、とくに、貨幣のがわにひき直して解明しなくともよいように考えられる。紙幣流通にあつても、需要の増減は、もちろんおなじように紙券の流通量の伸縮としてあらわれる。しかし、その伸縮が、はたして流通必要量の変化に照応したものであるかどうか、明らかではない。そうしてそれが明らかにされない以上、紙券の流通量の増減が価格標準の事実的な変更をひきおこすかどうかも解明されないし、これをそのままにして紙券の流通量の増大を商品にたいする需要の増大として、すべて需給関係の問題を商品のがわにうつしてそこから眺めるだけでは、物価の騰落の構造がわからないばかりか、物価の変動によって規定される紙券の流通量の変化の内容も、また充分に捉えることができない。かくては兌換停止下の銀行券流通におけるその伸縮性や物価変動の多様性がまったく理解しがたいものとなり、貨幣流通においてはいまだそれほど重大ともみえなかつた缺陷が、ここでは、むしろ、致命的なもの

すらなってくるのである。そこで、まず、貨幣流通における流通手段としての貨幣の価値、貨幣の相対的価値の騰落の問題からはじめよう。

金貨はその流通するうちにだんだんと磨滅していくが、それにしたがって物価はかならずしも上昇しないし、よし上昇してもその磨損の程度に照応した騰貴をしめすとはかぎらない。この磨損金貨流通下における物価の安定ないしは不十分な騰貴は、流通手段としての貨幣の価値の上昇と価格標準の事実的な切下げとの併発、両機能の変化にもとづく物価の騰落の相殺によるものである。しかるに飯田教授は独自の「流通手段としての貨幣の価値」の構想をもって金貨の磨損にもかかわらず物価が騰貴しないのは、「流通手段としての貨幣の価値」の変化が物価の変動にまったく関係がないからだとされ、ことさらに物価の問題を貨幣の側面からみようとしないで、「すなわち商品にたいする供給関係ならぬ」といわれる。²⁰⁾磨損金貨と商品との不等価交換における商品価格の価値からの乖離も、商品にたいする需給関係の変化からおこったものにはちがいはない。価値と価格の乖離は資本の有機的構成の程度のちがいや、その他ひろく生産諸関係の変化からおこり、問題はふかく生産関係の根柢に根ざしている。しかし問題がしだいに具体的となり、流通過程で処理しなければならなくなると、貨幣の価値や価格標準の変更に事情が交錯してきて、生産過程における価値と価格の乖離が、これら貨幣的要因のがわの変化に影響されないで、そっくりそのまま流通過程にもあらわれるというわけにはいかなくなってくる。かくて商品の価格の価値からの乖離は、生産過程における乖離に流通過程における乖離がかさなりあい、交錯しあつて、複雑なものとなってくる。飯田教授が市場価格の問題を「貨幣の側面からすなおに商品の側面にかえさなければならぬ」といわれるのは、価値と価格とのこの多層的な乖離の問題を生産過程における乖離の問題だけにかぎって、流通過程における乖離についてはノー・コメントで行こうという意味である。「そ

すると、ことがらはしごくかんたんとなる」⁽²²⁾ ようには見えだが、かくして教授はとんでもないあやまちを犯されることとなったのである。

(22) 飯田 『年報』 第二二集 九二頁参照。

(23) 飯田 前掲書 九二頁参照。

飯田教授によれば、「流通手段としての貨幣の価値」とはその「金含有量」のことであって、その「価値が変化するのは、流通手段としての貨幣の現実的な磨滅によってその価値がげんじつに減少するばあいのほかにはなからう」といわれる。そうしてマルクスが、『資本論』のなかで、「流通手段としての金は価格標準としての金からはなれ、同時にまた、それは、価格を実現する諸商品のげんじつの等価ではなくなる」(Kapital, S. 131.)と述べているのは、「金含有量の磨滅によって流通手段としての貨幣に鑄貨の価値がげんじつに減少しているのに、流通手段としての貨幣がそれにじっさいふくまれている価値をこえる商品価格をば実現できるばあいのことである。しかも、そのさいの商品価格は商品価値と量的に一致すると仮定されているのだから、このばあい量的に一致しないのは、むしろ流通手段としての貨幣のげんじつの価値と商品価格とのあいだである」(傍点―箇橋)といわれ、そのうらづけとして、とくに、「流通手段としての貨幣のげんじつの価値」と「その額面にぎざみこまれた金含有量の価値」にかんするマルクスの用語例を刻明に古典から引用される。すなわち、マルクスにおける「流通手段としての貨幣のげんじつの価値」とは、その「金実体 (Goldsubstanz)」の意味であり、その「現実的な内容 (Realgehalt)」とか、あるいは「現実的な存在 (wirkliches Dasein)」⁽²⁴⁾「金属上の内容 (Metallgehalt)」⁽²⁵⁾「金属上の存在 (Metallasein)」などのことであって、その額面にぎざみこまれた金含有量の価値」というのは、すなわち「金名義 (Goldtitel)」⁽²⁶⁾あるいは「名目的な内容 (Nominal-

gehalt)」「機能上の存在 (funktionelles Dasein)」「観念的な存在 (ideelles Dasein)」「仮想的な存在 (Schein-dasein)」「鑄貨価格 (Münzpreis)」ともいわれているものである。そうして流通手段としての貨幣のげんじつの含有金量でもって、それよりも多量の、その額面にきざみこまれた含有金量で尺度された商品の価格(観念的金量)が実現されるのだ、といわれる。⁽²⁴⁾

(24) 飯田 『展開』 五四頁参照。

無価値な紙片や銀・銅の補助貨幣が価値章標であるのは、商品の価値を一定金量でもって価格実現するその金量(観念的金量)を代表し、象徴するからである。いまや商品の価値を尺度しその価格を実現するものは、磨損金貨の額面にきざみこまれた金量(観念的金量)であって、磨損金貨(流通手段としての貨幣)における現実的金量は、もはや、価値の尺度ではなく、したがって貨幣でもない。少くない金量でしかないのにより多くの金量として通用するところの磨損金貨は、貨幣の流通手段機能をかわりいとなむところの代用貨幣、価値章標となってしまう。なるほど、『資本論』第一巻では、その「理論構成の簡單化・明確化のために」、商品の価格はその価値と一致していることを前提して理論が展開されている。しかし、時には、価値と価格の乖離が注意されたり、あるいは両者の不一致にもかかわらず、それぞれの原理で法則が貫徹され、その一般的な妥当について語られていることも、また、周知のことからであろう。ところで飯田教授によれば、商品の価格実現のうえで、その価格が価値と量的に一致しているばあいと、両者が乖離して量的に一致していないばあいとは、なにかちがいがあろうである。教授のいわゆる「不等価交換」とは不等価値の交換であって、不等価格の交換であってはならない。すなわち等しい価格での交換でなければならぬといわれる。「商品の不等価交換」というのは、商品と商品とのあいだでの、または商品と貨幣とのあいだでの、あい等しくない価値量の

交換のことだが、しかし同時にみおとされてはならない点は、商品と商品とが、あるいは商品と貨幣とが、そのさい、価格の大きさではあくまでも等置されるということだ⁽²⁵⁾と。そうして「しんじつのいみの価格……は、どこまでも商品価値の貨幣形態であつて、たとえ商品の価値とは量的に一致しなくとも、貨幣の価値とは量的に合致しなければならぬはずだ。商品がその価値以上の市場価格で売られるということは、商品がその価値以上の貨幣量で実現されるということであつて、その貨幣量のなかにはその商品の価値以上の価値がげんじつにふくまれている⁽²⁶⁾」。これは、商品の価格がその価値と量的に一致しないばあいにおける、商品の価格実現の仕方ようである。しかるに商品の価格と価値が一致するばあいにおける不等価交換（≡不等価値交換≡等価格交換）というのは、商品価値と量的に等しい「商品価格（観念的質量）」が商品価値よりすくない貨幣量（現実の質量）で実現されることであるといわれる⁽²⁷⁾。もちろん、前者のばあいには、「商品がその価値」以下の貨幣量で実現されることもないわけではないから、そうすれば、商品がその価値以下の「市場価格で売られ」たことを意味する。これにたいして後者のように商品の価値と価格の一致しているばあいには、そのような「商品価格（観念的質量）」がその価値以下の貨幣量（現実の質量）で実現されるのだ、といつておられるようである。そうすると、紙券流通のもとにあつては、不等価交換のみあつて、等価交換はまったくおこりえないこととなる！

- (25) 飯田 『展開』 四八頁参照。
- (26) 飯田 前掲書 四八頁参照。
- (27) 飯田 前掲書 五四頁参照。

商品の「価格実現」について、われわれは、ここに、はじめて、このような二つのちがった意味のあることが教えらる。けれども、商品の価格が価値と一致しているということは、商品が価値どおりに売られることを意味し、その

価値以上でも価値以下でもないところの、すなわちその価値とちょうどおなじだけの貨幣量で実現されることにほかならない。いかに価値と価格の一致を前提せる理論段階においてとはいえ、貨幣がげんじつに等価として作用しなくなってくる例解のなかにおいてまで、価値・価格一致の理論的前提を強制することは、価値と価格の乖離なき乖離を説こうとすることであり、一致の不一致、不一致の一致は「ひとつの形容矛盾でもあろう」⁽²⁸⁾。ここで飯田教授は、ついに、その真面目ともいふべき訓詁註釈学のミスのダブル・プレーによって、マルクスを、かえって、貨幣数量説の誤りに追いこまれることとなる⁽²⁹⁾。すなわち、金鑄貨の磨滅による価格標準の事実的変更をもって流通手段としての貨幣の価値の低下と誤解し、この磨損金鑄貨による商品の価格実現を、商品がその価値以下の貨幣量（金量）で実現されるのではなくて、商品価値そのままの貨幣形態であるところの「商品価格（観念的金量）」を商品の価値以下の金貨量で価格実現するので曲解され、より少量の現実の金をしてより多量の観念的金の章標たらしめる。しかし少くない金はより多くの金の代表となることも、これを象徴することもできない。ということはおなじ金が価値の尺度として機能しながら、他方ではみずからの価値章標となりうるならば、いずれの金が価値の尺度として機能し、したがってどれだけの金量が価格標準として機能しうるのかが、わからなくなるからである。

(28) 飯田 『展開』 五九頁参照。

(29) 飯田教授にしたがえば、マルクスが『経済学批判』のなかで使っている「流通手段としての金の価値」という字句は、「流通手段としての金の \wedge 価値 \vee が \wedge 正常な水準 \vee をこえての金量の供給増加によってそれじしんの金属価値以下にさがると考えたりカードの見解をマルクスが批判するさいにあたえられたものであった。マルクスは、リカードのこの見解を、金の供給増加による金 \parallel 流通手段 \parallel 価値表章の価値減少（金属価値以下への）という、ひとつのあやまった主張として解釈したのであって、けっして〔岡橋〕教授がされるように、商品の市場価格の価値以上への上昇としてはみななかった。だからマルクスは、そこで \wedge 金の金属価値

値と流通手段としての金の価値とのあいだの矛盾Vといったのだった。価値尺度としての金の価値が不変であるとき、もし流通手段としての金の価値そのものがげんじつに減少するとすれば、それはそれじしんの現実的な磨滅によるほかにはないと信じた(？)マルクスは、リカードのそんな見解をば、そのかぎりではけつきよく金と価値表章(△正常な水準V∥流通必要量をこえて流通する価値表章)と同一視した貨幣數量説にはかならないものも推論し批判したわけだ」と(『展開』 五〇頁注(26) とくに五一頁参照)。

飯田教授はこの金鑄貨の磨損を価格標準の事実的な切下げと見えなかつたばかりに、磨損金貨をその額面にきざみこまれた金量の章標とし、現実の含有金量が磨滅していくにしがたうって流通手段としての貨幣の価値は減少していくが、いくら減少してついに無価値な紙片になっても、それはつねに額面どおりの金量、商品の価値、を代表すをから、このような流通手段としての貨幣の価値の減少にもかかわらず、商品の市場価格は騰貴しないのだという「科学的な認識」に到達されたのであった。「貨幣の価値の変化はほんらいあらゆる商品価格にいちような影響をけつきよくにはあたえるはずだ」(傍点―岡橋)という「科学的な認識とは完全に矛盾」(『展開』 四九頁参照)せずに、流通手段としての貨幣の価値の低下によって諸商品価格は騰貴しないといふるがためには、金鑄貨がどれほど磨滅してその含有金量が少なくなろうが、それは、つねに、諸商品の価値の貨幣形態であるところの観念的金量を代表するからだとしなければならない。かくて、磨滅による金∥流通手段∥価値章標の価値減少―⁽⁴⁰⁾という、ひとつのあやまった⁽⁴⁰⁾主張をしたのは、リカードではなくて、むしろ、飯田教授ご自身ではなからうか!

かつて、ヒルファディングは、より少ない金量とより多い価値量の商品が交換されるのをみて、価値の尺度はもはや金ではなく、金はむしろ、商品の価値を直接反映せる価値章標(商品価値章標)にすぎないとした。かくしてかれは、紙幣も金で尺度された商品の価値量を表示する金量をつうじて、間接に、商品価値を反映しなくとも、直接に、商品の価値をそのまま代表しうるといふ、マルクスの金迂回不要論を提唱したことは、有名である。⁽⁴¹⁾いま飯田教授は、商品の価値をそのまま表現する観念的金量に尺度機能をみとめておられるようではあるが、現実の金にその観念的金量を代表させて、観念的金量の価値章標を意味させるつもりが、観念的金量の価値は、つねに、商品の価値と等しいのであるから、

磨損金貨は、また、商品の価値章標であることにもなる。しかし磨損金貨は、商品の価格を觀念的に実現したところの「その部面にきざみこまれた含有分量」の象徴ではなく、むしろそれじしんの少ない現実の含有分量でもってより価値の多い商品の価格を実現したにすぎないのである。いまや流通手段として貨幣の価値は騰貴し、商品の価格は、もはや、その価値とは一致しなくなる。もし、このばあい、磨損による価格標準の事実的な切下げがなかったならば、この流通手段としての貨幣の価値の騰貴によって物価は下落したであろうし、また、逆に、貨幣の流通手段としての価値が騰貴せず、商品が価値どおりに価格実現されるならば、磨損による価格標準の事実的な切下げに照応する物価騰貴があらわれたであろう。このように、磨損金貨における価格標準の事実的な切下げによっても騰貴せず、流通手段としての貨幣の価値の騰貴にもかかわらず下落しないところの物価に当惑して、飯田教授は、この二重の貨幣の機能変化を「流通手段としての貨幣の価値の低下」という教授独自の機能変化に一本化、單純化されたばかりに、磨損した金貨を、ついに、価値章標だと曲解しなければならぬような、ハ、メにおちいられたのであろう。

(30) 紙幣本位制、自由鑄造禁止制のもとにおいても、「すべての商品は依然として貨幣で表現され、 \wedge 尺度 \vee される。貨幣は依然として価値尺度としてあらわれる。けれどもこの \wedge 価値尺度 \vee の価値の大きさは、もはや、この価値尺度を構成している商品の価値によって、いかえれば金または銀または紙の価値によって、決定されるのではない。むしろ実際には、この \wedge 価値 \vee が流通する商品の総価値によって決定される(流通速度の等しいばあひには)。真の価値の尺度は貨幣ではなく、かえって貨幣の \wedge 相場 \vee は私が社会的に必要な流通価値と名づけたと思うところのものによって決定される、—この \wedge 社会的に必要な流通価値 \vee は、……

〔貨幣の価値の総計〕 \div 〔期限当来せる支払額〕—〔互に相殺される支払〕—〔一回一貨幣片が或は流通手段として或は支払手段として交互に在りし流通速度〕 \div 〔互に在りし流通額〕と云ふ公式によつてあたえられる。これが標準であるが、もとよりその大きさは予め算定することばできない。この問題を解きうる唯一の算術の先生は社会である。その大きさは変動し、したがって貨幣の相場も変動する。…この動

播は、価値の尺度としてふたたび完全価値の商品(金・銀)が貨幣として作用しはじめるやいなや除かざる」(R. Hilferding, Das Finanzkapital, 1910, SS. 29-30. 林要氏 邦訳書 四七一―八頁参照)。

「おもつに、マルクスが紙幣本位制(すなわち自由鑄造禁止制)の法則をつぎのごとく公式化しているのはもっとも正鵠をえたものである。曰く―無価値なる名目貨幣は、それが流通過程の内部で金を代表するかぎりにおいてのみ、価値章標であり、そうしてこれらの名目貨幣は、金そのものが鑄貨として流通過程に入るであろう範囲においてのみ金を代表する、そうしてこの流通過程に入る金の量は諸商品の交換価値およびそれら商品の転形速度をあたえられたものとすれば、金それ自身の価値によって決定されるVと。だがしかし、マルクスがやったように、まず鑄貨量の価値を決定して、これによつてはじめて紙幣の価値を決定するというような回り道は不要とおもわれる。かかる決定の純社会的性質は、紙幣の価値をば直接に社会的流通価値から導きだす方が、はるかにより明白にあらわれる」(SS. 44-5 Anm. 1. 邦訳書 七〇―一頁注一参照)。「純粹紙幣本位制のばあいには、紙幣によつて代表される価格の総和は、流通速度の同一なるかぎり、商品の価格の総和と正比例し、発行紙幣単位の量と反比例して変動する。…このばあいにおける流通手段は貨幣章標すなわち金章標ではなくて、価値章標となる。けれどもそれは決して、あたかも混合本位制―ここでは紙幣は金のたんなる代表である―のばあいの紙幣が金からこの価値を獲得するように、ある単一商品の価値によつてこの価値を獲得するのではない。そうではなくて紙幣の総額は、貨幣の流通速度をおなじとすれば、流通量に存する商品量の総和と同一の価値を有する。だから紙幣総額の価値は、社会的総流通過程の反映にすぎない。このばあいにおいては、一定の瞬間に交換さるべきあらゆる商品が単一の価値総和として、一単位として作用し、これにたいしては紙幣の量が社会的交換過程によりおなじく一単位として対置されるのである」(SS. 41-2. 邦訳書 六五―六六頁参照)。

なお拙稿「紙幣の価値について―ヒルファディングの紙幣法則の批判」(銀行研究 第三〇一号 昭和三年四月号所収) 八頁以下参照。

金鑄貨はどれほど磨滅しても、その減少した金量で商品の価値を尺度し、その価格を実現するのであるから、その額面にきざみこまれた「金名義」は、すでに、その磨滅した現実の金量の金名義となつてしまつていたのである。それにもかかわらず商品の価格はこれまでどおりで騰貴せず、ここでは、磨損金貨は新しい価格標準にしたがって増加しない

ので、その流通手段としての機能は価格標準としての機能と矛盾し、したがってまたそれは現実の等価でなくなっているわけでもある。しかるに、磨損金量が商品の価値どおりの觀念的質量として通用するといわれる飯田教授にあっては、価格標準はすこしもかわっていないわけであるから、マルクスの主張とはちがって、磨損金貨の流通手段としての機能と価格標準としての機能とのあいだには矛盾はなく、ただそれが現実の等価でないというだけである。そればかりか、磨損金貨は、もはや、価値の尺度ではなく、したがって貨幣でもないものであるから、いまや、議論は貨幣流通の段階から価値章標の流通の段階にうつっており、そのようなばあいには、「鑄貨の一般的磨滅が貨幣の価格標準の變更をもたらすという歴史的にたえずくりかえされたようなじじつ」は、決して、おこらず、飯田教授の訓詁注釈は、マルクスの述べていることは「まったくちがっている」こととなる。われわれは不敏にして補助鑄貨としての銀貨や銅貨がどれほど磨滅し、その磨滅がどれほど普遍化して「一般的」となっても、そのために価格標準が變更されたというような「歴史的」な事実については、いまだかつて、耳にしたことがない。マルクスが「歴史的にたえずくりかえされた事実」として挙げているのは、補助「鑄貨」の磨滅のことではなくして、価値の尺度であり、一般的等価物である「貨幣」の磨滅の現象であり、価値の尺度としての金貨または銀貨の磨滅による価格標準の變更のことであって、古典のすみからすみまでそらんじておられる飯田教授にとっては、とくに、ご存知のはず。しかも、価値章標に転化された磨損金貨の数量が増減されても、諸商品の価格総額が比例的に増減すれば、価格標準には變更がおこらず、むしろその数量に変化がなくても、商品や金の価値の増減によって必要質量に変化がおこりさえすれば、ここに、はじめて価格標準が變更され、それにもかかわらず諸商品価格に騰落がおこらないという奇妙な事態があらわれる。このことは、後に述べるように、飯田教授にあっては、価値章標は紙幣流通の独自の法則にのみしたが、ただ、流通必要質量を消極

的にしか代表しえず、その代表金量は、つねに、流通必要量の増減に反比例して自動的に変動するので、商品や金の価値の変化は価格標準の事実的な切上げ、切下げをもたらすにすぎず、物価の實質的な変動はおろか、その名目的な騰落すらかならずしもひき起すとはかぎらないからである。しかし、われわれは、紙幣流通の段階に議論をうつすまえに、いましばらく、われわれの「流通手段としての貨幣の価値」あるいは貨幣の「相対的価値」について述べておこう。

(31) 飯田 『展開』 五四 五頁参照。

(32) 飯田 前掲書 五四頁参照。

流通手段としての貨幣の価値は、あるいは貨幣の相対的価値とは、「金の再生産上社会的に必要な労働量」を意味する「貨幣じしんの価値」でもなければ、「貨幣（鑄貨）のげんじつの価値」、その「現実的な金含有量の価値」でもない。いうなれば、マルクスのいわゆる「諸商品価格において社会的に与えられている」(Kapital, I, S. 190) ものの一種である。それは、もちろん、飯田教授のいわれるように、「諸商品価格⇕物価」の逆数（「逆比例的表現」）にすぎない。物価の逆数は、商品や金の価値の変化によって変化するばかりでなく、需給の変化、すなわち商品や貨幣のいずれの数量の増減によっても変化する。これらいろいろな変化のうち、ただ需給の変化によってのみ変動する物価の逆数を、流通手段としての貨幣の価値といっているまでである。したがってこの特殊な物価の逆数は、貨幣の相対的価値形態の一つにすぎない。物価の変動といってもいろいろであって一つではない。商品価値の変動によるものもあれば、金の価値の変動によるものもあり、さらに価格標準の変動や需給関係の変動によるものもある。それとおなじように、貨幣の相対的価値形態の変化にもいろいろあって、そのうちの需給関係の変化によるものを、とくに、われわれは流通手段としての貨幣の価値の変化として区別したにすぎない。だから、われわれのいうところの「貨幣の相対的価値」⇕「流通手段と

しての貨幣の価値」の変化をもって、「貨幣の相対的価値形態」の変化のすべてを意味させたり、「ただ物価変動の同義語（逆比例的表現）」一般に解消することは、むしろ、「物価変動の窮極的な原因の複数性」を見ようとする飯田教授の「科学的な認識とは完全に矛盾する」³³⁾。

(33) 飯田『展開』五〇頁注(27)、ことに五二—五三頁および四九頁参照。

貨幣の相対的価値に、たんなる物価の逆数やその同義語としての意義以上のものをみとめることによって、われわれは磨損金貨のなかに、価格標準の切下げと流通手段としての貨幣の価値の騰貴との競合を見出し、それらを分離することができた。しかし、磨損金貨のなかに、流通手段としての貨幣の価値の下落、しかもみられなかった飯田教授にあっては、「流通手段としての貨幣の価値そのものは現実的な磨滅によるほかにはげんじつに減少しない」し、「商品の価値変化や商品の市場価格変動によっては、むしろ……なんの変化も生じない」のであるから、「流通手段としての貨幣の価値」と「貨幣の相対的価値」とは、「まったくおなじもの」ではなかったわけである³⁴⁾。かくて「マルクスにおいては、流通手段としての貨幣の価値の変化が同時に貨幣の相対的価値の変化＝一般的物価水準の上昇としてあらわれうるのは、鑄貨の一般的な磨滅が貨幣の価格標準の変更をもたらすという、歴史的にたえずくりかえされたようなじつや、そのような価格標準の変更におうざるだけの鑄貨の増発という事態によってだ。いいかえれば、そんなじつや事態がなければ、(岡橋)教授が考えておられるような、流通手段としての貨幣の価値の変化と貨幣の相対的価値の変化とが一致するなどというようなことはおこらない」³⁵⁾、といわれるわけである。ここから明らかなことは、「流通手段としての貨幣の価値」の下落だけからは物価の騰貴は決して生じないで、価格標準の切下げや、その切下げにおうざるだけの鑄貨の増発のたすけをかりなければならぬということこれである。かくして飯田教授は、「流通手段としての貨幣の価値」

と「貨幣の相対的価値」との同義性を否定されることによって、逆に、「流通手段としての貨幣の価値」の低下と価格標準の切下げとの同一性を主張されなければならなくなった。そのうえ、「そのような価格標準の變更におうぎるだけの通貨の増発という事態」がおこらないかぎり物価の上昇がおこらないのであるから、そのあいだ、「流通手段としての貨幣は、現実的にはとうに失ってしまった価値を名目的・機能的にはまだ身につけているものとして」、すなわち金貨はみずからの章標として機能することができるといわれる。これは、飯田教授がマルクスの名をかりて、リカアドにかけたわなにみずから落ちこまれたことを意味する。ただ、リカアドと飯田教授とのちがいは、前者が「金の供給増加による」流通手段＝金の価値の低下を説いたといわれているの⁽³⁶⁾にたいして、教授は「現実的な磨滅」による流通手段の価値の低下を説かれたということだけである。かくて、磨滅による流通手段としての貨幣の価値の低下と価格標準の事実的な切下げとを区別し、流通手段としての貨幣の価値と貨幣の相対的価値との同義性を主張しうるためには、流通手段としての貨幣の価値は磨滅によってかえって騰貴するという、「流通手段としての貨幣の価値」にたいする「科学的な認識」を、このさい、もつことがなによりも大切なことである。そうして、ここに、はじめて、「流通手段としての貨幣の価値が変化するのは、流通手段としての貨幣の現実的な磨滅によってその価値がげんじつに減少するばかりのほかに、はなからう」という「その視角のせまさを、ゆがみ、あやまり」から解放されることである⁽³⁷⁾。

(34) 飯田 『展開』 五三頁参照。

(35) 飯田 前掲書 五五―六頁参照。

(36) 飯田 前掲書 五五頁、五一頁、および五六―七頁参照。

(37) 飯田 前掲書 四九頁、および「不換銀行券の運動と不換紙幣の流通諸法則」(二)『経済学雑誌 第四一巻第三号』六九頁参照。

流通手段としての貨幣の代替物である補助貨幣や国家紙幣は、その実質価値が名目価値よりもすくないにもかかわら

ず、その「名目上・額面上の含有量」の価値を「名目的・機能的にはまだ身につけているものとして」商品価格を實現するからこそ、それらは価値章標だといわれるわけであるが、流通手段としての貨幣 \parallel 金貨は、その含有量よりも多い量を「名目的・機能的」に身につけているものとして、商品価格を實現するのではなくて、その含有量よりも多い量の価値と等しい商品の価値を、みずからの少ない含有量において価格實現するからこそ、金貨はみずからの価値章標とはなりえないのである。したがって、磨滅によって価格標準が事実的に切下げられているにもかかわらず物価があがらないのは、流通手段としての貨幣の価値 \parallel 貨幣の相対的価値が騰貴したからである。磨滅によって流通手段としての貨幣の現実の含有量は減少しても、流通手段としての貨幣はその名目上の含有量とおなじ価値をもつ商品の価格を實現するのは、その相対的価値が騰貴したからであって、それにもかかわらず物価が下落しないのは、磨滅による価格標準の事実的な切下げのもたらす物価の騰貴によって相殺されるからである。かくて磨滅によって流通手段としての貨幣の価値は、「減少」しないで逆に「増加」し、価格標準としての貨幣の価値は「減少」すなわち「減価」がおこるのである。このように、流通手段としての貨幣が、その「現実の含有量」をこえる「名目上、額面上の含有量」の価値と等しい商品の価格を實現しうるものであれば、さらに、その「名目上・額面上の含有量」以上の量の価値と等しい、あるいはそれ以下の商品の価格を實現しうることも、理解できよう。この価格實現された商品の価値が流通手段としての貨幣の価値であって、その増減すなわち貨幣の相対的価値の騰落が物価の反比例的な騰落となる。そうしてこのことは、流通手段としての貨幣の代替物である国家紙幣についてもいえることであって、かくして、ここにはじめて、国家紙幣の増発による相対的価値の低落と、その減価 (Depreciation) とが、明確に、区別されるようになる。前者は貨幣の流通手段機能の問題であり、後者は価格標準機能の問題である。この二つの「減価」を説

いたりカアドは、皮肉にも、これを理解しえなかった人たちによって、貨幣数量説へとおいこまれたのであった。⁽³⁸⁾

(38) 飯田 『利子つき資本の理論』 四一—四頁、『展開』 五三—四頁、五六—七頁参照。

なお拙稿「紙幣流通にのみ固有特殊な特法則について」(バンキング 第二三五号) 八二—五頁参照。

では、飯田教授は兌換停止下の銀行券流通における商品価値や市場価格の変動による物価変動をどのように説明されるかを見よう。貨幣の相対的価値を否定される教授は、いまや、紙幣の相対的価値をみとめられないばかりか、その絶対的価値にも反対され、しかも兌換の停止された銀行券の運動の「貨幣流通の諸法則」による支配まで否認したうえで、商品の価値や市場価格の変動による物価の騰落をつぎのように説明される。

「どだい、労働生産力の展開を主軸とする商品の価値じたいの変化や商品の需給関係の不一致動揺を契機とする商品の市場価格の変動やを、貨幣の価値——といっても、それは入貨幣自体の価値の変化を示すものでもとよりないVのさうだが——によってもたらされるものとして、あるいはたんにいいあらわされるものとしてとらえるといったように、どこまでも貨幣の側面だけからながめつくそうとすることじたいが無理なのだし、かたよっているのだとするならば、われわれはやはり、どうしてもけっきよく商品の価値や市場価格の問題を貨幣の側面からすなおに商品の側面にかえさなければならぬだろう。そうすると、ことがらはしごくかんたんとなる。まず、貨幣流通のもとで商品の価値が変化しようとする市場価格が変動しようとする……どちらも一定条件のもとでは価格の変動としてあらわれるという点では、そしてまたどちらも流通に必要な貨幣量に影響をあたえるという点では、なにかわりはない。だから、商品の価値変化と市場価格変動とのちがいに入貨幣流通の諸法則Vの八重複の意味Vの一端をみいだそうなどということがこのようにとんだまちがいであるいじょう、貨幣流通のもとでの価格・物価の八差別的Vに變動するということを、貨幣が八貨幣

流通の諸法則Vに支配されて運動するということにむすびつけてなどかんがえるまでもないのだ。……貨幣流通のもとの、商品の価値変化や市場価格変動がそういうように理解されるのだとすると、不換紙幣・不換銀行券等の流通のもとのそれらもまたおなじように把握される。というのは、不換紙幣・不換銀行券が流通必要量以内の最低限度のなかで一定価値額の金量を代表するものとして流通にいきこむばあいには、貨幣流通のもとの、商品の価値変化や市場価格変動は不換紙幣・不換銀行券にたいしてもそのままの形であらわれようからである。〔岡橋〕教授のことばをかりると、どこまでもというのではないが（といういみは、後述のように、それらの、商品の価値変化や市場価格変動が、さらに、流通必要量をかえる紙幣増発による物価変動をうけるのだから）、Aマルクスにあつては、貨幣流通のもとにおける価格変動が紙幣流通においてもみとめられているVといちおういえよう。そうはいえても、A紙幣の相対的価値の騰落V（そしてまた、さきのA紙幣の絶対的価値の騰落V）が、そしてまた、不換紙幣・不換銀行券の運動のA貨幣流通の諸法則Vによる支配が、マルクスによってAみとめられているV、とはけっしていえない」と。

(39) 飯田 『年報』 第二二集 九一—三頁参照。

磨損金貨の流通のもとにおける商品の価値変化や市場価格変動にもとづく物価の騰貴が、貨幣の相対的価値の理解なくしては、充分に、解明しえないかぎり、兌換停止下の銀行券流通における商品の価値や市場価格の変動にもとづく物価の騰落は一層とらえがたいものとなる。というのは、飯田教授にあつては、磨損金貨はもはや金製の価値章標にすぎず、したがって磨損金貨の流通下における物価変動にかんする教授の見解にたいするわれわれの批判は、そのまま、兌換停止下の銀行券流通における物価の騰落についても妥当するからである。金製の価値章標＝磨損金貨に相対的価値あるいは流通手段としての貨幣の価値の騰貴がみとめられないならば、兌換停止下の銀行券にも相対的価値、流通手段と

しての紙幣の価値の騰貴はみとめられない。そうして商品の価値や市場価格の騰落によって流通必要量が変動するだけでなく、そのうえ兌換停止下の銀行券には伸縮機能がかけているといわれているから、その代表する量は不断に増減して価格標準はついに確定しがたいにもかかわらず、物価の名目的な騰落も実質的な騰落もあらわれない。よし、万一、教授のいわれるように兌換の停止された銀行券が、うまいぐあいに、流通必要量を「代表するもの」として流通にいらこむばあいには、貨幣流通のもとでの、商品の価値変化や市場価格変動は……〔それら銀行券―岡橋〕にたいしてもそのままの形であらわれよう」とも、商品の価値変化や市場価格変動によって内在必然的に増減しえないとされている。兌換停止下の銀行券は、やがて、商品の価値や市場価格の変動によって流通必要量そのものが増減すれば、ただちに、その代表量がかわって価格標準の切下げ、切上げが事実上おこり、それにもかかわらず物価はすこしも変動しないという奇妙な事態があらわれる。ここでは、もはや、商品の価値や市場価格の変動にもとづく物価の実質的な騰落はあらわれようべくもない。そうして兌換の停止された銀行券が流通必要量いっぱいになく、「流通必要量以内の最低限度のなかで一定価値額の量を代表するもの」として流通にいらこむばあいには、商品の価値や市場価格の変動による物価の実質的騰落によって流通必要量そのものが増減するから、それに対応して銀行券が「一定価値額の量を代表」しながら流通しうるがためには、その流通速度を増減させなければならず、いまや、兌換の停止された銀行券が物価の変動におうじて「内在必然的」に変動することとなり、そのかぎりそれは貨幣流通の諸法則の支配にしたがわざるをえないであろう。

かくて兌換停止下の銀行券流通におけるいろいろな物価の実質的騰落を説明しようとするれば、兌換の停止された銀行券の専一的流通を否定せざるをえないし、そうすれば紙幣流通の独自の法則の専一的な支配も不可能となる。また、紙

幣流通の独自の法則の專一的支配を主張しようとするれば、兌換の停止された銀行券の專一的流通を前提しなければならず、そのような專一的流通のもとにおける物価の間接的変動もすべてが名目的なものとしてあらわれ、商品の価値や市場価格の変動にもとづく物価の実質的な騰落は、ついに、説明のしようもない。まして、「不換紙幣・不換銀行券の發行が流通必要量をこえるならば、商品の価値変化や市場価格変動は消えないばかりか、そのうえに価格標準の事実上の変更の影響がくわわろう」とは、もはや、いうことはできないであろう。しかも教授は「インフレによって商品の価値変化そのものや市場価格変動それじたいが、さらに影響をうけることもある」(傍点原文のまま)と考えておられるようであるが、商品⁽⁴¹⁾の価値の変化そのものは労働の生産性⁽⁴⁰⁾がいの事情によっては、決して、おこらないし、商品の市場価格の変化それじたいもインフレーションによって名目的に表現がえされるだけで、「さらに」より一層の影響をうけるとも考えられないのである。以上によってあきらかなように、兌換停止下の銀行券流通のもとにおける景気変動や貨幣の価値の変化にもとづくいろいろな物価の実質的な騰落は、飯田教授のように、紙幣流通の独自の法則の專一的な支配を主張されるかぎり、ついに、解明しえないものとなろう。したがって教授に残されたただ一つの道は、兌換停止下の銀行券を「げんみつないみにおける不換銀行券・不換紙幣」とみないことよりいがいにはなかるう。そうして兌換停止下の銀行券の本質をいまいちど考えなおされて、新しい銀行券本質観から出なおすことだけが、これからの課題となるう！

(40) 飯田 『年報』 第一二 集九三頁参照。

(41) 飯田 前掲書 九三頁参照。

六　　む　　す　　び

——紙幣説のこんごの問題点——

兌換停止下の銀行券流通における物価変動の多様性の解明を不可能にしたものは、そこにおける紙幣流通の独自の法則の専一的支配という前提であった。紙幣流通の独自の法則の専一的支配のもとにあっては、紙券流通の内在必然的な伸縮、増減はおこりえず、したがって兌換停止下の銀行券におけるいろいろな物価の騰落を理解するがためには、どうしても貨幣流通の諸法則の支配をも肯定しなければならず、兌換の停止された銀行券を支配する「不換国家紙幣にかんする諸法則」が決して紙幣流通の独自の法則というただ一つの法則でないことをみとめなければならぬのである。商品や貨幣の価値の変動や市場価格の変動が物価の実質的な騰落としてあらわれうるがためには、それにもとづく流通必要量の増減におうじて、兌換の停止された銀行券もまた伸縮しなければならない。この伸縮が不可能であるかぎり、物価の実質的な変動もすべて名目的な変動としてあらわれるよりほかはなく、そこに物価の実質的な変動と名目的な変動との競合、並進、あるいは相殺の事態をさがしだし、それらを分解、分析しうるがためには、兌換停止下の銀行券流通における貨幣流通の諸法則や紙幣流通の独自の法則の協同支配を前提しなければならぬのである。

このような「不換国家紙幣にかんする諸法則」の協同支配は、たんに兌換の停止された銀行券の蓄蔵や流通速度による伸縮をもって代替、代弁されうるものではない。かくて貨幣流通の諸法則や紙幣流通の独自の法則の支配をみとめるかぎり、兌換停止下の銀行券の本質も、国家紙幣とおなじにみるわけにはいかなくなってくる。兌換停止下の銀行券の本質にかんする紙幣説は、そのもとにおける物価変動の多様性の解明困難に当面して、はじめて、その根本的な缺陷が

曝露される。それは銀行券の本質観からいまいちど出なおすよりほかないことが明らかとなる。

かくして兌換停止下の銀行券流通における物価問題の解明が、これから、さらに、ひろくかつ深くなっていけばいくほど、紙幣説は支持しがたいものとなる。このことは、また、他方において、兌換停止下の銀行券の伸縮性、その支配法則の複數性を理解させ、これを肯定し主張する信用貨幣説の正しさがいよいよはっきりとしてくるであろう。われわれはそのためにも、こんにちの物価運動の構造が、いちだんと掘り下げられ、こんごますます具体的に分析のすすめられていくことを期待してやまない。

それにつけても、兌換停止下の物価標準確定の問題がこんご議論の焦点となってくることであろう。一オンス三五ドルのアメリカの金の公定買上価格が、一九三四年いらい据置かれ、その間、金の市場価格になんら乖離の痕跡がみとめられないにもかかわらず、アメリカの物価騰貴をマイルド・インフレーションと曲解したり、あるいはわが国こんにちの金の自由市場価格のうちに物価標準の事実的切下げの証拠を見出さんとする誤った見解もおこなわれている。かくてこんにちの価格標準の解明により、こんご物価の問題も一段と具体化されていかなければならないであろう。